

大井町災害廃棄物処理計画

2025（令和7）年6月

大井町

【目 次】

はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けと構成	2
	(1) 計画の位置付け	2
	(2) 計画の構成	2

第1章 基本的事項

1	計画の基本的な考え方	3
2	処理の役割分担	4
	(1) 町の役割	4
	(2) 一部事務組合の役割	4
	(3) 県の役割	4
	(4) 廃棄物事業者・団体の役割	4
	(5) 事業者等の役割	4
	(6) 町民の役割	5
3	処理の基本方針	6
4	災害廃棄物等の処理体制	7
	(1) 組織体制	7
	ア 町内で災害が発生し、災害対策本部が設置された場合	7
	イ 町内で災害が発生し、災害対策本部が設置されなかった場合	9
	(2) 処理体制	9
5	対象災害と災害廃棄物発生量	10
	(1) 対象災害	10
	(2) 対象とする災害廃棄物	10
	(3) 災害廃棄物発生量の推計等	12
6	災害廃棄物の処理の流れ	14
	(1) し尿	14
	(2) 生活ごみ	14

(3) 災害廃棄物（し尿及び生活ごみを除く）	16
ア 概要	16
イ 仮置場	17
ウ 収集運搬	17
エ 処理	17
7 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画	18
(1) 災害廃棄物処理計画	18
(2) 災害廃棄物処理実行計画	18
8 他都道府県の自治体への協力・支援	19

第2章 平時の備え

1 し尿処理業務	20
(1) 仮設トイレ等の備蓄	20
(2) し尿の収集・処理体制の確保	20
2 生活ごみ処理業務	21
(1) 生活ごみの収集体制の検討	21
(2) 生活ごみの処理体制の検討	21
(3) 避難所ごみへの対応	21
3 災害廃棄物（し尿及び生活ごみを除く）処理業務	22
(1) 仮置場候補地の確保	22
ア 仮置場候補地の選定	22
イ 仮置場の設置・運営方法の検討	22
(2) 産業廃棄物処理施設の情報把握	24
4 職員の教育訓練	25
5 一般廃棄物処理施設の耐震化等	26
(1) 施設の耐震化等	26
(2) 業務継続計画（BCP）の策定	26
(3) 施設の補修体制の整備	26
(4) 備蓄資機材の確保	26
6 協力体制の構築	27
(1) 市町村における相互援助体制の構築	27
(2) 民間事業者・団体等との連携	27

7	町民等への事前周知	28
8	平時の備えの点検	28

第3章 発災時の対応

1	事前対応（災害発生懸念時）	30
2	初動対応（発災後数日間）	31
	（1）総務担当業務	32
	ア 災害廃棄物対策に関する体制の整備	32
	イ 連絡体制の確立	33
	ウ 被害情報の収集	34
	エ 町民等への啓発・広報等	35
	オ 進捗管理	35
	（2）し尿処理業務	36
	ア 仮設トイレの設置	36
	イ し尿の収集・処理	39
	ウ 支援要請	40
	（3）生活ごみ処理業務	41
	ア 生活ごみの収集体制の確保	41
	イ 生活ごみの処理体制の確保	42
	ウ 避難所ごみへの対応	45
	エ 支援要請	46
3	応急対応（発災後3か月程度）	47
	（1）総務担当業務	48
	ア 予算の確保	48
	イ 不法投棄対策等	49
	（2）災害廃棄物処理業務	50
	ア 処理主体の確定	50
	イ 発生量等の推計	52
	ウ 仮置場の設置	54
	エ 環境対策・モニタリング	59
	オ 処理可能量の推計	60
	カ 災害廃棄物処理実行計画等の策定	61

キ	災害廃棄物の処理	62
ク	支援要請	65
ケ	損壊家屋等の解体・撤去	65
コ	仮設処理施設の設置	67
4	復旧・復興（発災後3年程度）	68
(1)	し尿処理業務	69
ア	仮設トイレの撤去	69
(2)	災害廃棄物処理業務	69
ア	仮置場の復旧・返却	69
イ	仮設処理施設の解体・撤去	69

はじめに

1 計画策定の趣旨

2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災では、膨大な災害廃棄物が発生し、災害廃棄物の処理は被災地の復旧・復興にとって大きな課題となりました。

国は、東日本大震災の経験を踏まえ、市町村等における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針」（以下「国対策指針」という。）を 2014（平成 26）年 3 月に策定しました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が 2015（平成 27）年 7 月に改正され、さらに、廃棄物処理法に基づく基本方針が 2016（平成 28）年 1 月に変更され、一般廃棄物処理計画に災害廃棄物の適正な処理に関する事項を盛り込むこと及び災害廃棄物処理計画を策定すること等が規定されました。

また、神奈川県（以下「県」という。）において、「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」が 2017（平成 29）年 3 月に策定されました。

本町においては、太平洋プレート、フィリピン海プレートが錯綜する地域であるため、神奈川県西部地震等の発生の切迫性が指摘されています。また、平成 30 年 7 月豪雨や、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風などの大規模な水害が発生しており、水害による被害も危惧されています。令和 6 年能登半島地震のような大規模な災害が発生する場合、通常の年間処理量の倍以上の大量の災害廃棄物が発生することが想定されます。そのため、平時より十分な対策を講じるとともに、発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する必要があります。

こうした状況を踏まえ、新たに「大井町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付けと構成

(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法の基本方針に基づく計画です。

また、「大井町一般廃棄物処理基本計画」及び「大井町地域防災計画（大井町防災会議策定）」の災害廃棄物処理に関する計画です。

なお、策定に当たっては、国対策指針及び神奈川県災害廃棄物処理計画等を踏まえました。

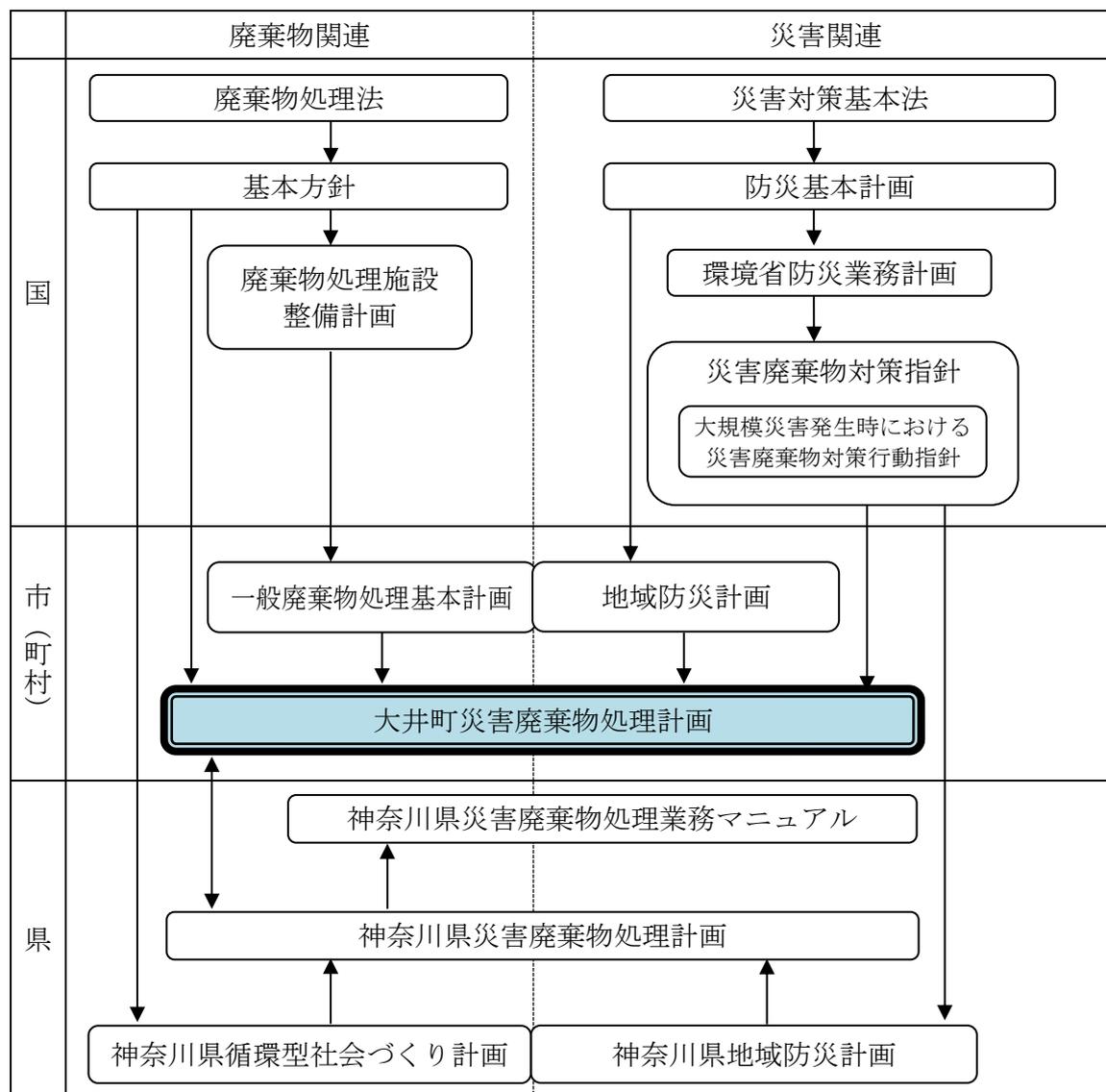


図1-1 本計画の位置付け

(2) 計画の構成

本計画は、「基本的事項」、「平時の備え」、「発災時の対応」の三部構成となっています。

第1章 基本的事項

1 計画の基本的な考え方

本計画は、自らが被災町となることを想定し、本町において災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、平時から推進していく取組（平時の備え）及び発災時の時期毎に対応が必要な事項（発災時の対応）等を計画として取りまとめたものです。

なお、地域防災計画の改定や新たな知見等、状況の変化に応じて適宜計画の見直しを行います。

2 処理の役割分担

(1) 町の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第6条の2の規定により、本町が主体となってその処理を行います。

発災後速やかに、避難所等に仮設トイレを設置し、し尿の収集処理を開始するとともに、避難所ごみを含めた生活ごみの収集処理を開始します。また、災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）については、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

(2) 一部事務組合の役割

足柄東部清掃組合の構成町である中井町及び松田町と連携しながら、大井美化センター、中井美化センターで災害廃棄物（ごみ）を処理することを基本とします。

また、足柄上衛生組合の構成市町である南足柄市、中井町、松田町、山北町及び開成町と連携しながら、足柄衛生センターで災害廃棄物（し尿）の処理を行います。

(3) 県の役割

県は、本町が被災した場合、災害廃棄物処理対策に係る情報提供や技術的支援を行うとともに、本町だけでは処理が困難な場合、他の市町村等と連携し、広域的な支援体制を整備します。

また、地震や津波等により甚大な被害を受け、本町が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定により本町が県へ災害廃棄物の処理の事務委託をし、県が処理の主体として直接業務を行います。

(4) 廃棄物事業者・団体の役割

本町や県と災害時の協力協定を締結している廃棄物事業者・団体は、本町又は県からの要請に応じて、速やかに支援を行います。

(5) 事業者等の役割

有害廃棄物その他処理困難物を排出する可能性のある事業者は、主体的にこれらの適正処理に努めます。

(6) 町民の役割

ごみの分別ルールを守るなど、災害廃棄物処理計画及び発災時に策定される災害廃棄物処理実行計画に従い、本町が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう協力します。

3 処理の基本方針

災害からの早期の復旧・復興のため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施します。

計画的な処理

東日本大震災や阪神・淡路大震災等の処理実績を踏まえ、3年以内の災害廃棄物処理完了を目指し、計画的な処理を実施します。

生活環境の保全

災害廃棄物処理時における騒音防止対策や環境モニタリング等を実施しながら周辺環境に配慮するとともに、衛生管理等により公衆衛生の悪化を防止します。

リサイクル・減量化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、最終処分量を低減させます。

関係機関との連携

足柄東部清掃組合、足柄上衛生組合、民間事業者・団体、他市町村、県等と調整し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備します。

4 災害廃棄物等の処理体制

(1) 組織体制

ア 町内で災害が発生し、災害対策本部が設置された場合

町長は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、当該町域に係る災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき大井町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置します。

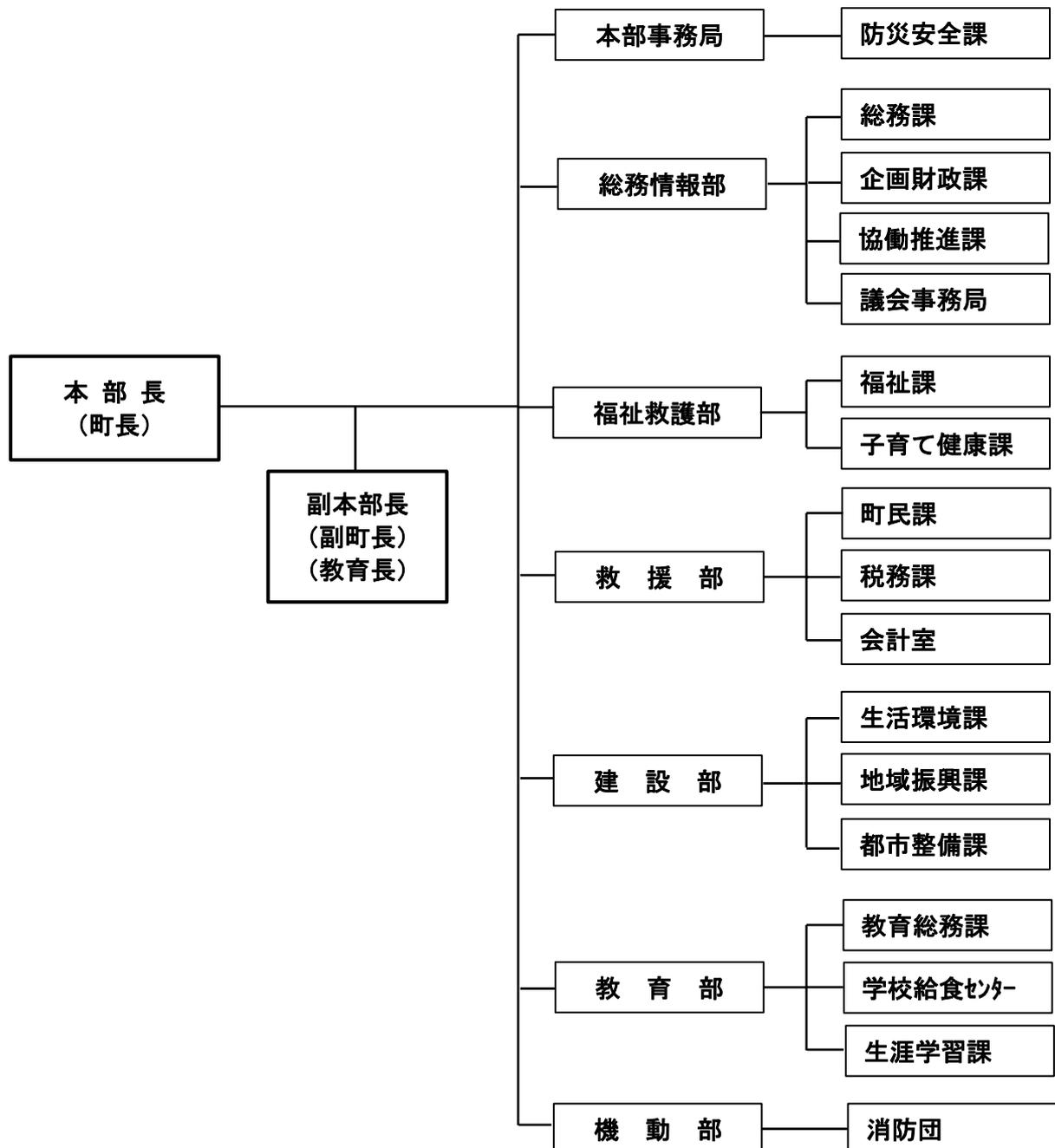


図1-2 災害対策本部の組織体制

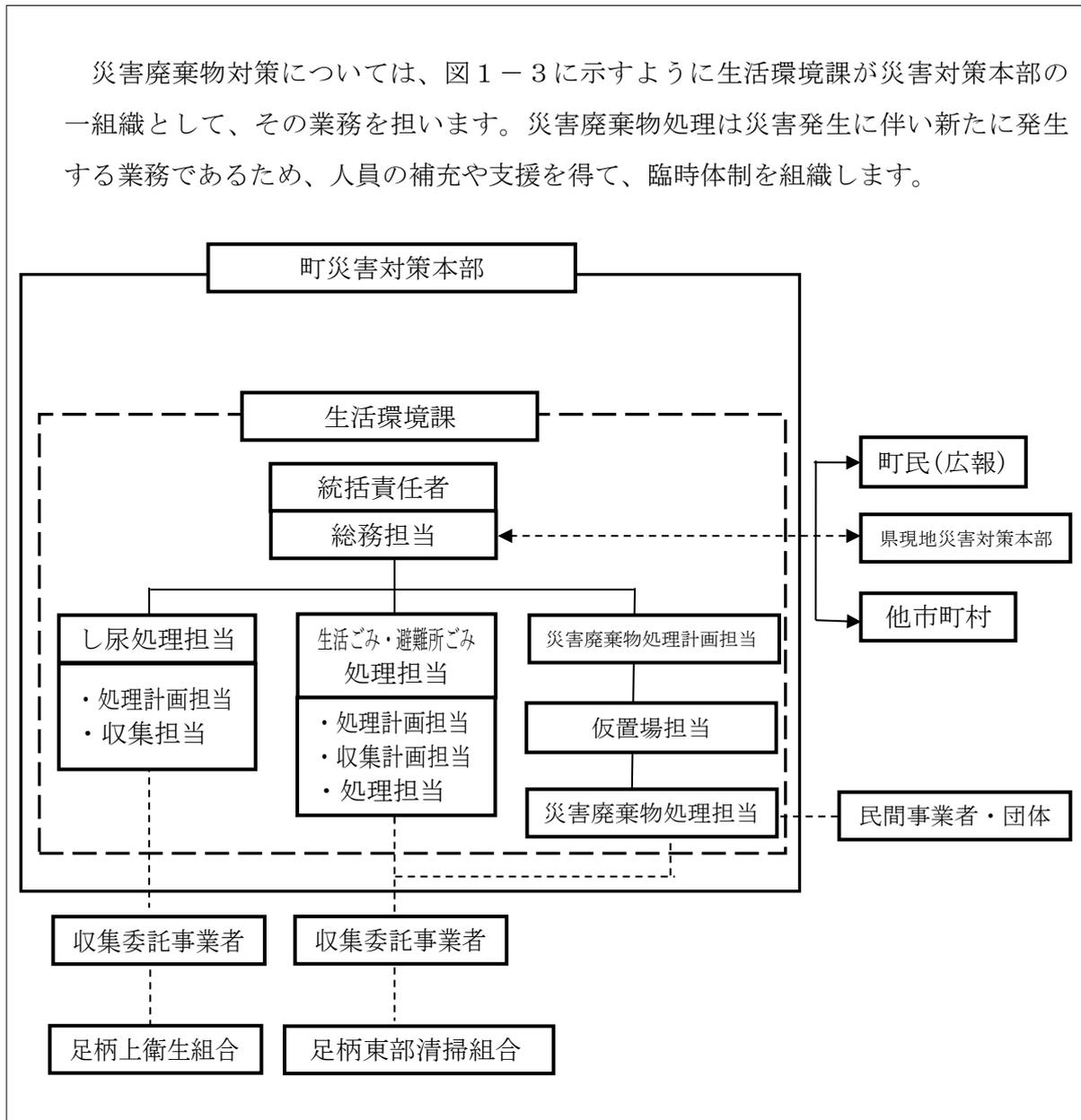


図1-3 災害対策本部が設置された場合の災害廃棄物処理体制の位置付け

イ 町内で災害が発生し、災害対策本部が設置されなかった場合

被災状況に応じて、災害対策本部が設置された場合と同様に、図1-4のように組織し、災害廃棄物の処理に関する業務を行います。

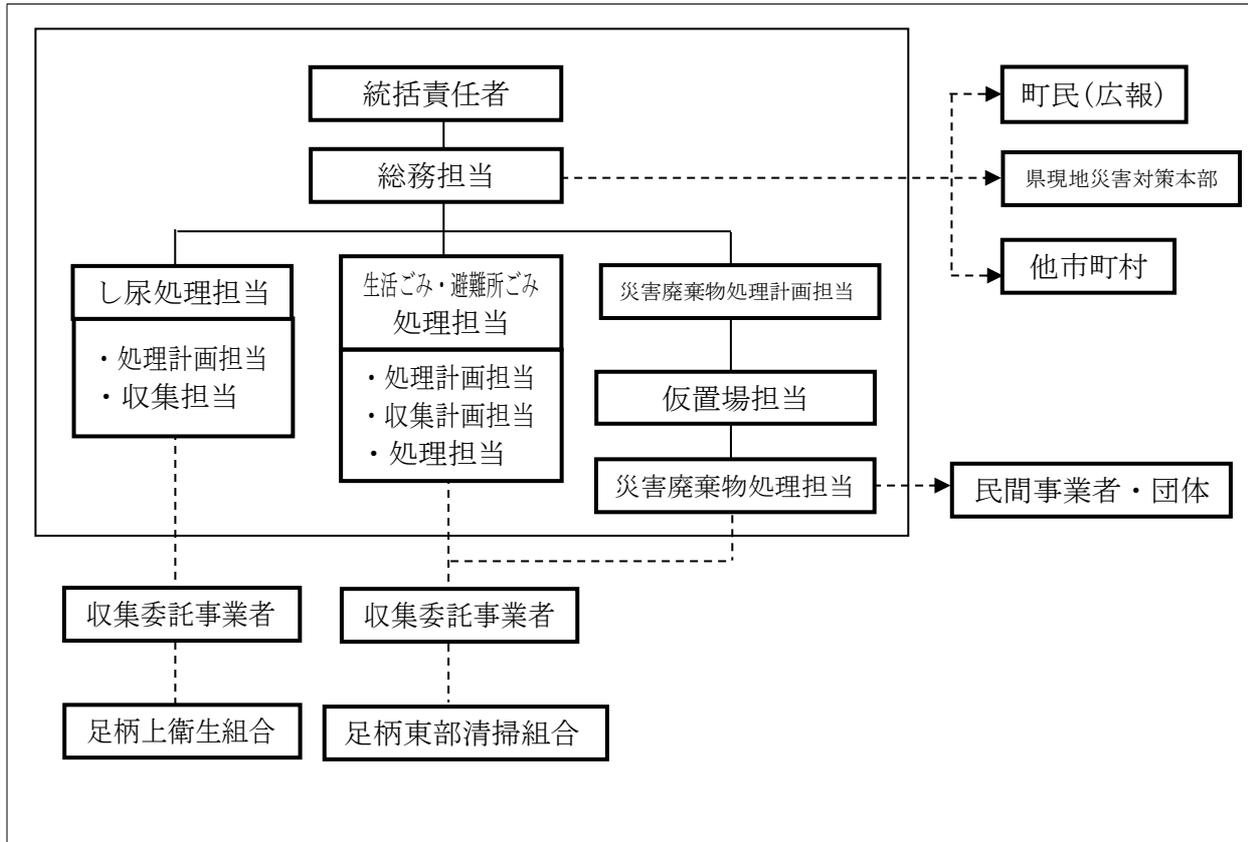


図1-4 災害対策本部が設置されなかった場合の災害廃棄物処理体制の位置付け

(2) 処理体制

平時より排出から最終処分までの各段階において、より一層の減量化・資源化を推進するため、中井町、松田町及び本町で足柄東部清掃組合を設置し、共同でゴミ処理を実施しています。また、南足柄市及び足柄上郡5町で足柄上衛生組合を設置し、し尿処理を実施しています。発災時においても、原則として足柄東部清掃組合及び足柄上衛生組合の処理施設を中心に処理を実施します。

大規模災害発生時には、県と連携しながら、県西地域県政総合センター所管内の市町村や同センター所管域を越えた市町村等に支援を要請し、速やかな処理を実施します。

5 対象災害と災害廃棄物発生量

(1) 対象災害

本計画では、地震災害、水害及びその他自然災害を対象とします。

地震災害については、大規模地震対策特別措置法第2条第1号の定義のとおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。

また、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とします。

(2) 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、以下のものとします。（詳細は「表1-1 災害廃棄物等の種類」参照）。

- ・災害廃棄物（町民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみや、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物等）
- ・被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（生活ごみ及び避難所ごみ（以下「生活ごみ等」という。））
- ・し尿（避難所等から発生するもの）

表 1-1 災害廃棄物等の種類

種 類		内 容
災害により発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被害を受けて使用できなくなったもの
	不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫で災害により被害を受けて使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理

	小型家電、 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性 廃棄物	畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物、 危険物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物 太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理
	その他処理 困難物	ピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、廃船舶など
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称）等からの汲取りし尿
	水害堆積物	川や側溝の土砂やヘドロが川の氾濫により陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸上に存在していた農地土壌等が水害に巻き込まれたもの

※災害廃棄物処理事業の対象から除外されるもの

- ① 生活環境の保全上支障があるとはいえないもの
- ② 災害発生以前から既に家庭で不要品となっていたもの
- ③ 他の公共施設、河川、道路など、管理者がいる施設から排出された廃棄物や土砂
- ④ 海岸管理者が行う場合の漂着流木
- ⑤ その他、緊急に処理しなければ支障があるとは認めがたいもの
- ⑥ 国土交通省所管の都市災害復旧事業で処理することとなった堆積土砂
- ⑦ 火山灰

(3) 災害廃棄物発生量の推計等

想定地震は、地震発生の切迫性や被害の大きさ等を考慮して、次の4地震を選定しました。

災害廃棄物（津波堆積物を含む。）、避難所ごみ及びし尿の発生量については、被害想定調査と国対策指針（技術資料）をもとに推計します。

表 1-2 想定地震

想定地震名	モーメント マグニチュード	発生確率※	本計画の想定地震として 選定した理由
都心南部直下地震	7.3	（南関東地域のマグニチュード7クラスの地震が30年間で70%）	国が防災対策の主眼を置く地震としており、また、地震発生 of 切迫性が高いとされているため。
神奈川県西部地震	6.7	（過去400年の間に同クラスの地震が5回発生）	町地域防災計画で、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進めるとしている地震であるため。
南海トラフ巨大地震	9.0	（南海トラフの地震は30年以内70%程度）	地震発生 of 切迫性が高いとされ、特別措置法の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため。
大正型関東地震	8.2	30年以内ほぼ0%～5% （200年から400年の発生間隔）	国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であるため。

※モーメントマグニチュード及び発生確率については「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会）から引用

表1-3 し尿の想定発生量

想定地震	発生量 (KL/日)	仮設トイレ必要数 (目安) 基
都心南部直下地震	0.388	4
神奈川県西部地震	1.234	14
南海トラフ巨大地震	0.437	5
大正型関東地震	21.595	254

※地震による断水のため水洗トイレが使用できない世帯町民数は、県被害想定によると、発災当日のみで翌日は0人となっている。仮設トイレの設置は発災の翌日以降と想定しているため、発災当日の人口は推計に含めない。

表1-4 避難所ごみの想定発生量

想定地震	発生量 (t/日)	避難者数 (人)
都心南部直下地震	0.12	180
神奈川県西部地震	0.45	680
南海トラフ巨大地震	0.14	210
大正型関東地震	8.36	12,690

※発生原単位は、令和5年度家庭ごみにおける1日1人あたりの排出量659gとした。

表1-5 災害廃棄物（し尿及び生活ごみを除く）の想定発生量 単位：t

想定地震	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	その他	合計
都心南部直下地震	48	995	2,391	52	689	124	4,299
神奈川県西部地震	239	4,971	11,948	262	3,441	621	21,482
南海トラフ巨大地震	80	1,678	4,032	88	1,161	210	7,249
大正型関東地震	5,883	122,650	294,805	6,466	84,911	15,318	530,033

※国対策指針（技術資料）に基づき、災害廃棄物全体量の推計は、発生原単位に損壊建物等の被害棟数を乗じることで推計した。被害棟数については本町の地域防災計画に掲載している棟数とした。

6 災害廃棄物の処理の流れ

(1) し尿

断水や上下水道の損壊等により、避難所等において、仮設トイレの設置及びそれに伴うし尿の収集処理が必要となります。

発災時には、仮設トイレの必要基数を推計し、仮設トイレを設置するとともに、図1-5のとおり避難所に設置した仮設トイレや家庭からのし尿を計画的に平時と同様、足柄上衛生組合足柄衛生センターのし尿処理施設で処理します。

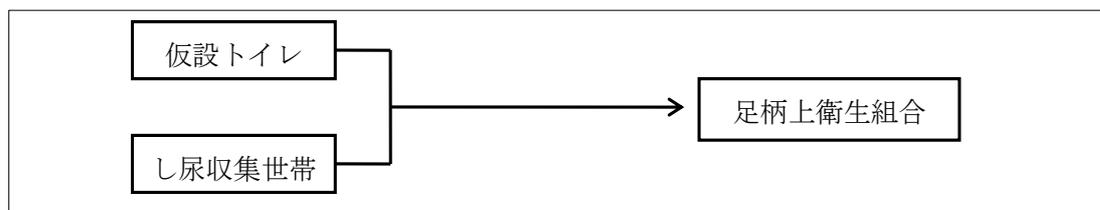


図1-5 し尿の処理フロー

(2) 生活ごみ

家庭ごみは、平時のゴミステーション等による収集を基本とし、避難所を組み入れた収集運搬ルートを確認の上、収集を行います。

また、分別については、表1-6のとおり、原則として平時と同様に9分別とします。避難所においても、避難者に対して分別の周知を行います。

収集したごみは、図1-6のとおり、原則として仮置場には搬入せずに、平時と同様に、燃やすごみ、不燃ごみ、カン、びん、有害ごみ及び粗大ごみは足柄東部清掃組合で処理を行います。また、古紙等（新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック・古着）、ペットボトル、容器包装プラスチックは中間処理施設で分別・圧縮梱包等の処理を行った後、再資源化又は最終処分を行います。

表1-6 ごみの種類

ごみ種類	
	燃やすごみ
	不燃ごみ
資源ごみ	カン
	びん
	古紙・布
	ペットボトル
	容器包装プラスチック
	有害ごみ
	粗大ごみ

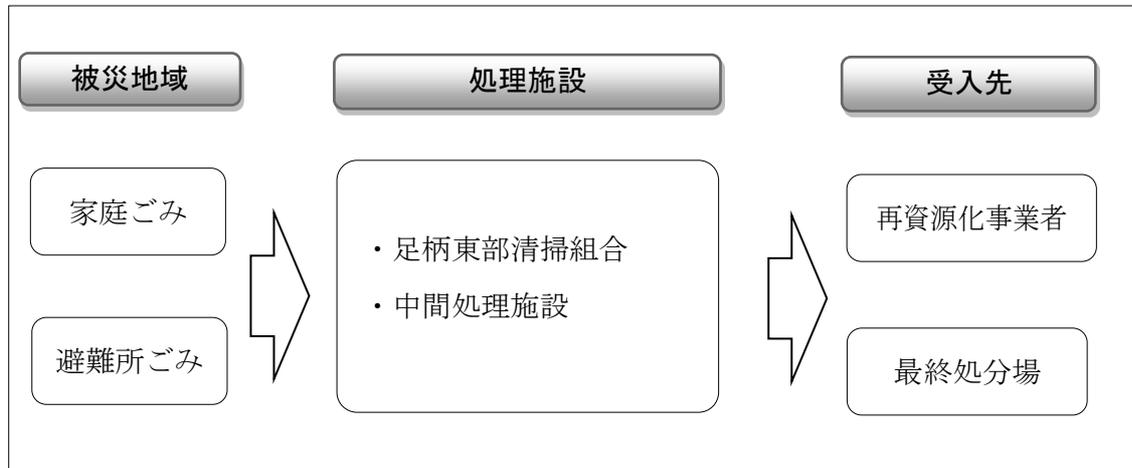


図1-6 生活ごみの処理の全体の流れ

(3) 災害廃棄物（し尿及び生活ごみを除く）

ア 概要

災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の流れは、図1-7に示すとおりです。

災害廃棄物を一次仮置場に集め、粗選別を行います。その後、二次仮置場において最終的な受入先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行い、最終処分又は再生利用を行います。

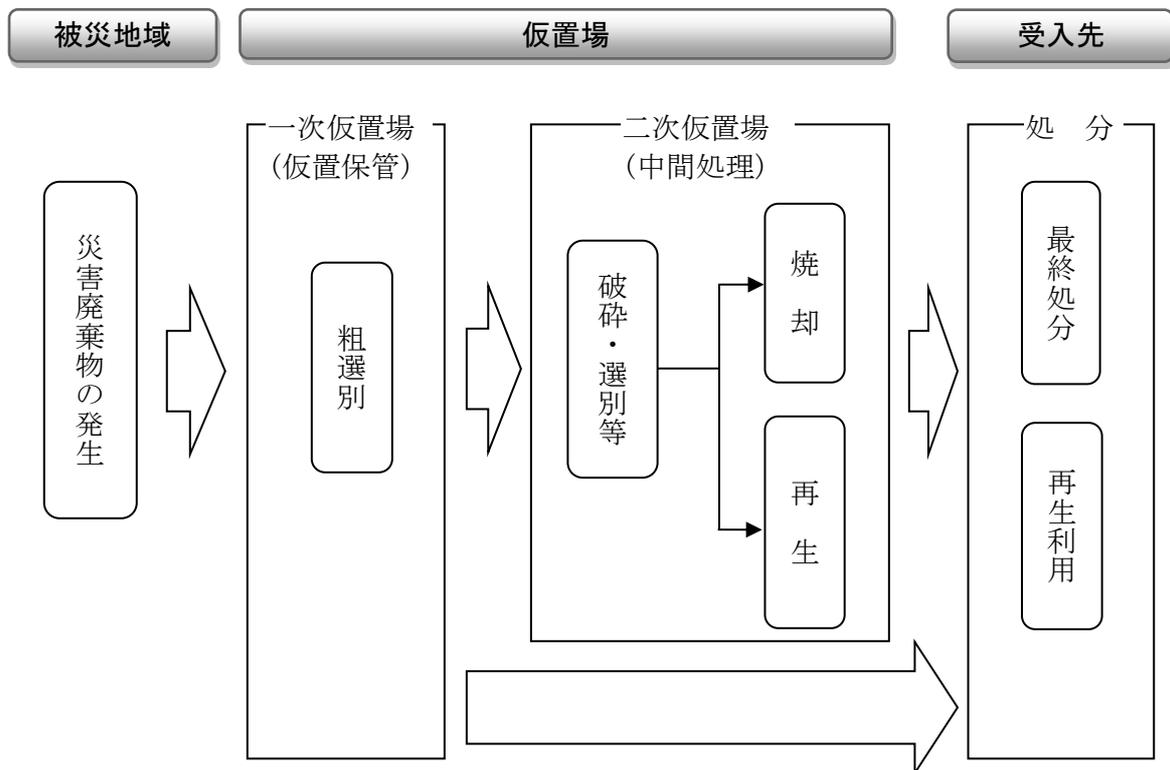


図1-7 災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の全体の流れ

イ 仮置場

仮置場は、主に一時的な仮置きを行う一次仮置場と、主に災害廃棄物の破碎・選別、焼却処理等を行う二次仮置場に分けて設置します。

仮置場の種類

- 一次仮置場：家屋等から排出される災害廃棄物や、道路等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積する置場。分別保管を行うとともに、重機等を用いた粗選別を行うこともある。
- 二次仮置場：一次仮置場だけでは選別、保管、処理ができない場合に、災害廃棄物を一次仮置場から搬入し、保管、処理作業（選別等）を行うための置場。仮設焼却炉、仮設破碎選別機を設置することもある。

ウ 収集運搬

生活環境に支障が生じないように、発災後、速やかに災害廃棄物を撤去します。

収集運搬車両や作業員が不足する場合は、平時に締結している協定等に基づき、民間事業者・団体や他の市町村、県等に支援要請し、対応します。

エ 処理

可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

本町だけで処理することが困難な場合は、平時に締結している協定等に基づき、民間事業者・団体や他の市町村、県等に支援要請し、対応します。

7 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画

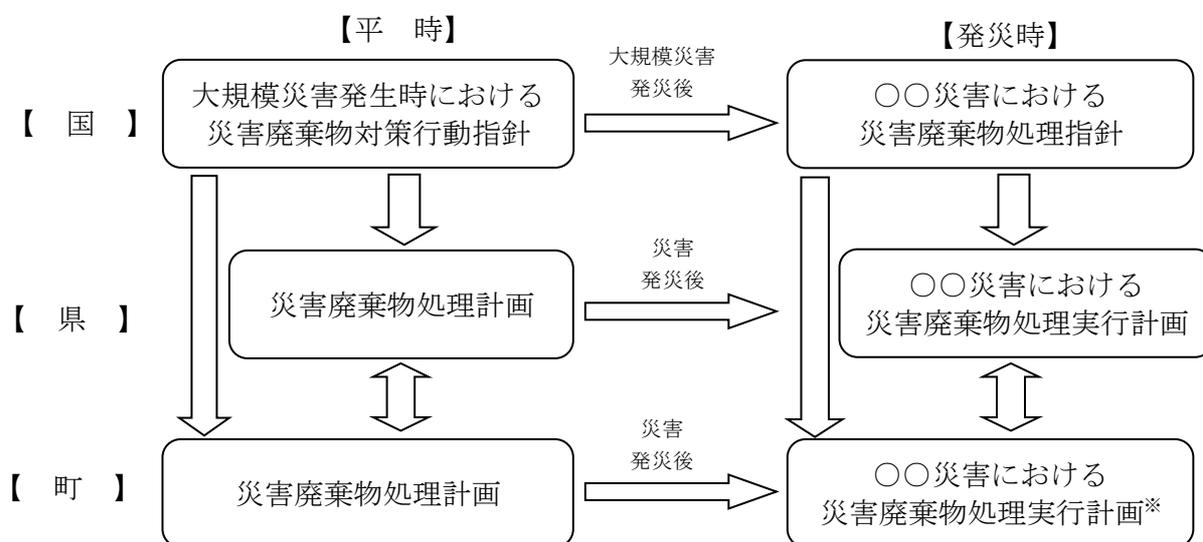
(1) 災害廃棄物処理計画

新たな知見等、状況の変化に応じて適宜本計画の見直しを行います。

(2) 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）は、発災時において、災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画をもとに処理の基本方針、災害廃棄物発生量、処理期間、処理方法等を定める計画です。

被害状況等を速やかに把握し、実行計画を策定します。また、処理の進捗に伴い、適宜見直しを行います。



※国庫補助金の申請をする際の添付資料の一つとなる

図1-8 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画の関係

8 他都道府県の自治体への協力・支援

大規模災害が発生した場合を想定し、「災害時における神奈川県内の市町村の相互
応援に関する協定」（神奈川県市町村会）等の相互応援協定を締結しています。

災害廃棄物処理について上記協定に基づく他の自治体からの支援要請のほか、環境
省等からの支援要請があった場合は、職員や収集運搬車両の派遣、一般廃棄物処理
施設における受入れ等の検討をし、可能な限り協力・支援を行います。

第2章 平時の備え

発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理を行うため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備します。

1 し尿処理業務

(1) 仮設トイレ等の備蓄

し尿の推計発生量をもとに、仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行います。また、発災時に備蓄資機材だけでは対応できない場合を想定し、民間事業者・団体等と資機材の供給に関する協定を締結するなど、対策の充実を図ります。

(2) し尿の収集・処理体制の検討

仮設トイレの備蓄場所等をもとに、し尿の収集ルートを検討を行います。

また、し尿処理施設（足柄上衛生組合）の損壊等により、既存の処理体制では対応が困難な場合を想定し、民間事業者・団体や他市町村、県等からの応援を含めた処理体制の検討を行います。

2 生活ごみ処理業務

(1) 生活ごみの収集体制の検討

平時の家庭ごみの収集ルートに、避難所ごみの収集を組み込んだ主要な収集ルート
を廃棄物収集業者と事前に計画します。

また、町委託業者の収集車両だけでは対応が困難な場合を想定し、民間事業者・
団体や他市町村、県等からの応援を含めた収集体制の検討を行います。

(2) 生活ごみの処理体制の検討

発災時には、平時に処理をしている廃棄物とは性状が異なる廃棄物も発生するため、
既存の処理施設における受入条件等の検討を行います。

また、ごみ処理施設（足柄東部清掃組合）の損壊等により、既存の処理体制では
対応が困難な場合を想定し、民間事業者・団体や他市町村、県等からの応援を含めた
処理体制の検討を行います。

(3) 避難所ごみへの対応

避難所では、一般ごみのほか、びん、カン、ダンボール、容器包装プラスチック等
の資源物が大量に発生することが想定されます。ごみの保管場所・方法、分別方法等
を検討します。

3 災害廃棄物（し尿及び生活ごみを除く）処理業務

(1) 仮置場候補地の確保

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再使用・再生利用を図るためには、発災後、速やかに仮置場を設置することが重要です。

推計した災害廃棄物発生量に基づき、算定した仮置場の必要面積は表2-1のとおりです。

表2-1 仮置場の必要面積

想定地震	災害廃棄物発生量 (t)	仮置場の必要面積 (㎡)
都心南部直下地震	4,299	2,032
神奈川県西部地震	21,482	10,153
南海トラフ巨大地震	7,249	3,426
大正型関東地震	530,033	250,518

※国対策指針（技術指針18-2）で示されている算定方法のうち、発生した災害廃棄物の全量を仮置きできる面積を求める方法で仮置場の必要面積を算定した。

ア 仮置場候補地の選定

平時から、仮置場候補地の選定にあたっては、町有地を基本に、利用可能性について調査を行い、被害の状況や程度、地理的条件や搬入・搬出路等を考慮しながら検討します。

また、空地等は、自衛隊の野営場や避難所、応急仮設住宅等の利用が想定されることから、関係部局と調整を図りながら候補地を選定、確保をめざします。

イ 仮置場の設置・運営方法の検討

仮置場への受入条件や、分別保管方法、安全対策などを検討します。

また、運営にあたり、人員や資機材の確保なども検討します。

表2-2 仮置場内での安全確保等対策例

項 目	対 策 例
安全確保	①仮置場への進入・退出は、アクセス道路での車両渋滞を緩和するため左折進入、左折退出を基本とする。 ②車両等事故を防止するため誘導員及び管理要員（本町職員、応援者等）を配置する。 ③誘導員または管理要員は積み荷の下ろし場所と動線の指示を行う。 ④仮置場内が混雑しているときは、一時的に進入を停止する。 ⑤誘導員及び管理要員は必ず安全靴、ヘルメット、マスク等着用する。
分別確保	①誘導員または管理要員は積載物の事前確認を行う。 ②不適物（通常の可燃ごみ、災害廃棄物以外のごみ等）の搬入があった場合は、持ち帰らせる。
仮置場内 車両動線	①仮置場内は右回りを基本とする。 ②災害廃棄物の下ろし場所は災害廃棄物対策指針を参考にしてレイアウトする。
その他	①誘導員または管理要員は車検証等により町民であることを確認するとともに、必要事項を所定様式に記入する。 ②仮置場内での粉じん発生を防止するため、適宜散水する。 ③雨天時及び粉じん発生防止等から必要に応じて敷き鉄板、粉碎した瓦等を車両動線上に敷く。 ④飛散防止から周囲をネット等で囲う。 ⑤管理要員の簡易詰め所（テント構造等）を敷地内に設置する。

コラム

東日本大震災時の岩手県内の仮置場設置状況について

市町村が設置する一次仮置場は、道路啓開や家屋、建物の解体等に伴い現場から撤去した災害廃棄物を集積する場所であり、最大 110 箇所設置されました。一次仮置場に集積された災害廃棄物のうち、破碎・選別処理が必要ではないものは焼却処理施設や最終処分場等へ直接搬出され、破碎・選別処理が必要なものは二次仮置場へ搬出されました。

市町村	一次仮置場	二次仮置場	計
洋野町	5	0	5
久慈市	6	0	6
野田村	15	1	16
普代村	2	0	2
田野畑村	3	0	3
岩泉町	1	0	1
宮古市	7	2	9
山田町	12	1	13
大槌町	25	1	26
釜石市	11	2	13
大船渡市	18	1	19
陸前高田市	5	1	6
計	110	9	119

出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」（岩手県）

(2) 産業廃棄物処理施設の情報把握

災害廃棄物は一般廃棄物ですが、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 第 2 項では、非常災害時に既存の産業廃棄物処理施設において産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することについての特例が規定されています。

こうした災害廃棄物については、市町村等の一般廃棄物処理施設だけでなく、産業廃棄物処理施設も活用することで迅速な処理が可能となることから、県と連携し、平時より産業廃棄物処理施設に係る情報を把握します。

4 職員の教育訓練

発災時において本計画が有効に機能するよう、平時から記載内容について職員に周知します。

また、神奈川県等が主催する災害廃棄物処理関連の講習会や災害廃棄物・産業廃棄物処理に関する研修会等に積極的に参加します。

さらには、協定締結団体等と平時から顔も見える関係を構築し、災害時対応について情報共有を行っていきます。

5 一般廃棄物処理施設の耐震化等

中井町及び松田町と共同で設置している足柄東部清掃組合及び1市5町の共同で設置している足柄上衛生組合の一般廃棄物処理施設について、耐震化等の取組を促進します。

(1) 施設の耐震化等

大規模災害に備え、一般廃棄物処理施設の耐震化を図る必要があります。

既存の施設については耐震診断を実施するとともに、煙突の補強等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策や非常電源の確保等を行います。また、新設の施設については、耐震性、浸水対策等に配慮します。

(2) 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時においても適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

一般廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となる施設であるため、足柄東部清掃組合及び足柄上衛生組合と連携し、廃棄物処理施設の業務継続計画を策定します。

(3) 施設の補修体制の整備

発災時に施設を迅速に稼働できるように施設等の修復に関する手引きを作成するなど、平時から施設の点検・補修体制を整備します。

(4) 備蓄資機材の確保

施設を稼働するために必要な備蓄資機材の確保・充実を図ります。

また、発災時に備蓄資機材だけでは対応できない場合を想定し、民間事業者・団体等と資機材の供給に関する協定を締結するなど、対策の充実を図ります。

6 協力体制の構築

(1) 市町村における相互援助体制の構築

非常時においても一般廃棄物の適正処理の保持及び生活環境の保全を図るため、新たに協定を締結、見直すなど、区域内における処理体制の整備を行います。

さらに、他市町村や県と連携し、県西地域県政総合センター所管区域内や当該区域を越えた相互応援体制の検討を行います。

(2) 民間事業者・団体等との連携

民間事業者・団体、NPO法人、ボランティア等との連携体制について検討します。

表2-3 災害時の主な協定一覧

区分	協定名	協定締結の相手方	締結日
災害全般	災害時における相互援助に関する協定書	小田原市、南足柄市、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	平成8年2月23日
	災害時における相互応援に関する協定書	秦野市、中井町、松田町	平成17年12月16日
	災害時における相互応援に関する協定書	茂木町	平成24年2月28日
	大規模災害時における相互応援に関する協定書	東庄町	平成26年8月4日
	大規模災害時における相互応援に関する協定書	榛東村	平成27年10月23日
	災害時における応急対策に関する協定書	一般社団法人松田地区建設業協会	平成20年12月1日
	災害時における物資の貸借に関する協定書	(株) レンタルのニッケン小田原営業所	平成20年8月21日
廃棄物関係	災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定書	広域一般廃棄物事業協同組合	平成26年6月9日
	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	令和6年12月19日

7 町民等への事前周知

災害廃棄物を適正かつ効率的に処理するため、平時より、町民や事業者に対して、被害を最小化し片付けごみの発生量を抑え、早期に復旧復興できるよう、廃棄物の分別と排出方法、仮置場の設置場所や持ち込みルール、携帯・簡易トイレの備蓄などについて、理解、協力を得るよう周知を行います。

周知の方法としては、広報紙、チラシの作成及びホームページ等への掲載や、説明会の実施などが考えられます。

また、発災時に使用する広報原稿の作成や周知手順の確認など、平時から災害時を想定した準備を行います。

8 平時の備えの点検

平時の備えは、発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制の整備を推進するために行うものです。

処理体制の検討など取組状況について点検を行います。

第3章 発災時の対応

発災後の時期や処理の進捗状況に応じ、災害廃棄物等の処理に関する業務を行います。

表3-1 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
事前対応	台風接近や前線の停滞等による水害が発生するおそれがある時期（以下「災害発生懸念時」という。）（組織体制の確認、関係団体への情報提供、町民等への呼びかけ等を行う。）	災害発生懸念時に業務に着手
初動対応	人命救助が優先される時期（体制整備、し尿処理業務、生活ごみ処理業務等を行う。）	発災後数日間で業務に着手
応急対応	避難所生活が本格化するとともに、人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	発災後3か月程度までに業務に着手
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	発災後3年程度までに業務完了

※時間の目安は災害の規模や種類によって異なる。特に水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみが排出されることも考えられるため、発災後数日間で、応急対応業務への着手が必要となる場合があることに留意

1 事前対応（災害発生懸念時）

水害については、台風の接近や前線の停滞等の気象予報から事前に災害の発生を予見できる場合があります。県及び本町は、災害が発生するおそれがある場合、災害の発生を待つことなく、次の対応を行うこととします。

ア 組織体制の確認

組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確認する（特に夜間や土日等の発災に留意）

イ 関係団体への情報提供

関係団体に対して、協定等に基づく要請に備え、必要な準備を依頼する。

ウ 町民等への呼びかけ

町民等に対して、家庭でできる浸水対策の実施を促す等により被害を最小限化し、ひいては片付けごみの発生量が最小化されるよう努める。

2 初動対応（発災後数日間）

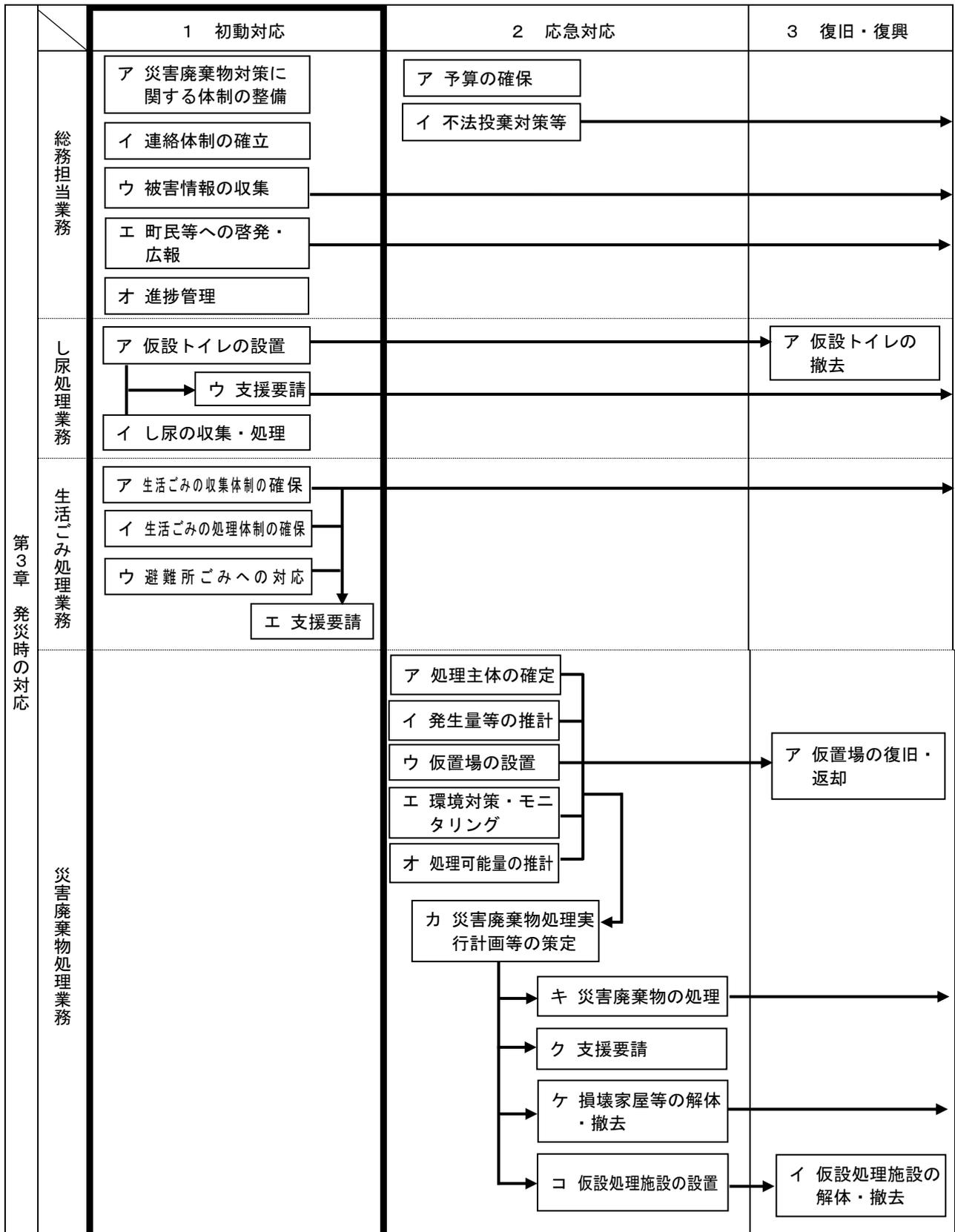
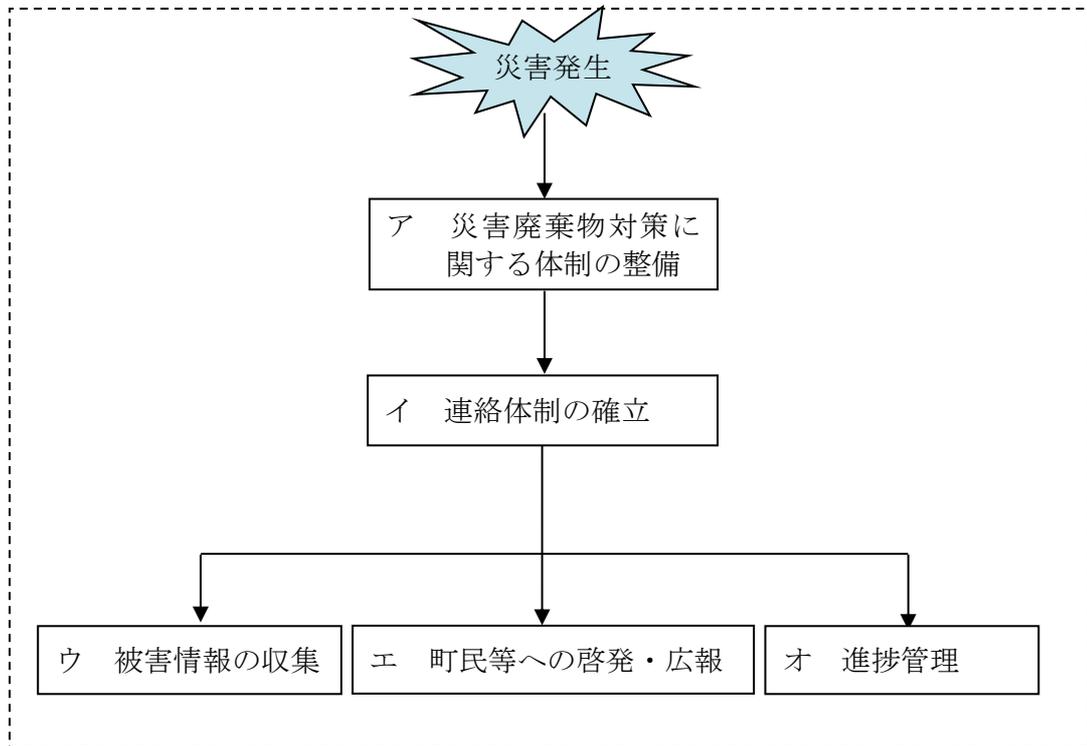


図3-1 発災時における全体業務フロー

(1) 総務担当業務



ア 災害廃棄物対策に関する体制の整備

総務担当、し尿処理担当、生活ごみ処理担当及び災害廃棄物処理担当の4つの担当を置き、災害廃棄物対策に関する体制を整備します。

表3-2 各担当の分担業務例

	担当名	主な分担業務	担当課
総務	総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の進捗管理 ・職員参集状況の確認と人員配置 ・連絡体制の確立と情報収集 ・予算の確保、国庫補助金への対応 ・支援の要請 ・町民への広報・啓発 	防災安全課 生活環境課
し尿	し尿処理計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの設置・維持管理・撤去計画 ・し尿の発生量の推計 ・し尿処理計画の更新 ・し尿の収集業務の管理 ・し尿収集車両の被害状況の確認・報告 	防災安全課 生活環境課

	し尿処理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の被害状況の確認・報告 ・仮設トイレ等から収集されたし尿の処理 	足柄上衛生組合
生活ごみ	生活ごみ処理計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ・発生量の推計 ・ごみ処理計画の更新 	生活環境課
	生活ごみ収集担当	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び一般家庭から排出されるごみの収集 ・ごみの収集業務の管理 ・集積所の衛生・維持管理 ・ごみ収集車両の被害状況の確認・報告 	生活環境課
	生活ごみ処理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び一般家庭から収集されたごみの処理 ・ごみ処理施設の被害状況の確認・報告 	足柄東部清掃組合
災害廃棄物	災害廃棄物処理計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ・発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・各委託業務の積算及び監督 	生活環境課 民間事業者 協力団体
	仮置場担当	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の設置・運営管理・撤去 	
	災害廃棄物処理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理 ・環境対策・モニタリング ・損壊家屋等の解体・撤去 ・災害廃棄物の処理委託等に関する調整 ・処理困難物、有害廃棄物管理 	

イ 連絡体制の確立

災害時に迅速かつ的確な対応をするためには、連絡体制を構築し、情報収集・連絡調整を行うことが重要です。

足柄東部清掃組合、足柄上衛生組合、民間事業者・団体、他市町村、県と電話、防災行政無線網、FAX、電子メール等により速やかに連絡体制を確立します。

ウ 被害情報の収集

足柄東部清掃組合、足柄上衛生組合、民間事業者・団体、他市町村、県に対する聴取及び現地確認により被害情報を収集します。被害状況や災害廃棄物の発生・処理状況は、時間経過とともに変化するため、定期的、継続的に情報収集を行います。

被害情報について優先順位をつけて収集し、県へ報告します。

表3-3 収集する主な情報

区 分	収集項目	目 的
避難所と避難者数	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所名 ・避難者数 ・避難所の仮設トイレ数 	避難所ごみ、し尿の発生量の推計
建物の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊、半壊、一部損壊棟数 ・焼失棟数 ・浸水家屋数 	災害廃棄物発生量の推計
上下水道の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況 ・断水（水道被害）の状況と復旧見通し ・下水処理施設の被災状況 	し尿発生量の推計
道路・橋りょうの被害状況	被害状況と開通見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の収集運搬体制への影響 ・仮置場の設置
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況 ・復旧見通し ・処理可能量 ・必要な支援 	処理可能量の検討
災害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・種類と量 ・必要な支援 	
仮置場の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の位置と規模 ・必要な支援 	

エ 町民等への啓発・広報等

排出される廃棄物の分別を徹底するとともに、災害廃棄物の不法投棄を防止するために、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置等について、効果的な手法を用いて町民等に啓発・広報を行います。

提供する情報

- 本町の窓口情報
- 避難所や仮置場におけるごみの分別方法
- 生ごみの収集日・収集回数の変更、資源ごみの収集はしばらく行わないこと等
- 災害廃棄物の収集方法、収集時間及び期間
- 災害廃棄物の分別方法、生ごみや危険物を仮置き場に持ち込まない等のルール（持ち込める品目の説明）
- 町民が搬入できる仮置場の場所、搬入時間・期間等
- 不法投棄、便乗ごみ、不適正処理禁止の啓発
- 倒壊家屋等の解体撤去に係る申請窓口

啓発・広報の方法

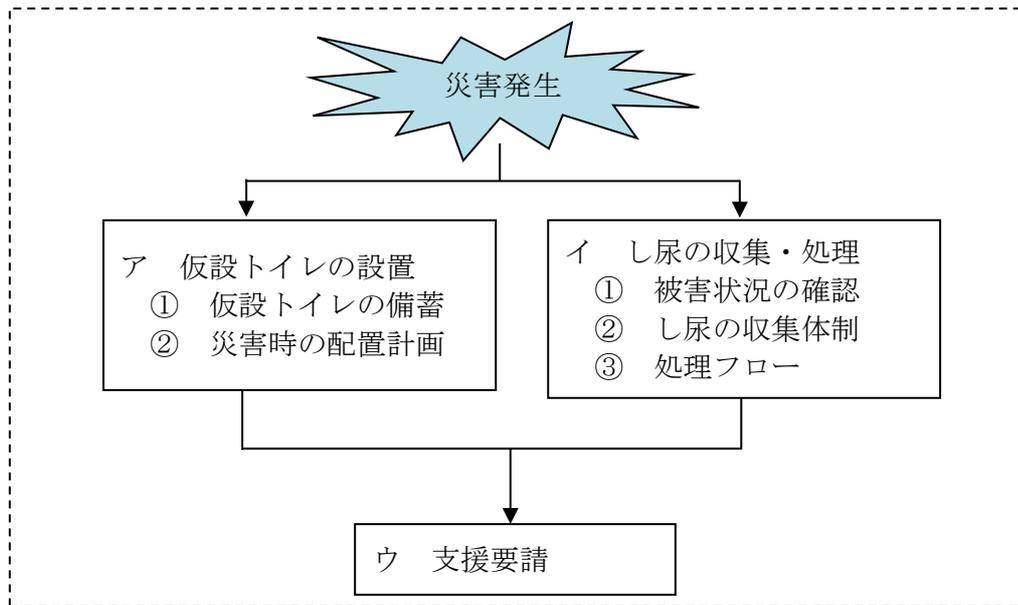
地域毎の効果的な広報手法を確認し、町民に正確かつ迅速に周知します。
また、外国人を対象として放送やホームページ、チラシの作成等による周知を行うほか、応援いただくボランティア向けに災害ボランティアセンター等を通じ、廃棄物処理の分別について周知します。

- 防災行政無線
- 広報車
- 避難所やごみステーション・集会所・掲示板・公共施設へのポスター掲示、チラシの配布
- 災害支援に関する広報誌への掲載
- チラシの戸別配布・回覧、新聞等へのチラシの折り込み
- ホームページ、SNS
- テレビ・ラジオ・新聞

オ 進捗管理

災害廃棄物の発生状況についての的確に把握し、災害廃棄物処理が計画的に進むよう処理の進捗管理を行います。

(2) し尿処理業務



ア 仮設トイレの設置

し尿の収集・処理体制を検討するため、し尿の発生量を推計するとともに、避難所の避難者数、配置する仮設トイレの種類等を考慮して、仮設トイレの必要基数を推計し、仮設トイレを設置します。また、仮設トイレの設置状況及びその使用方法等について、町民に周知します。

なお、仮設トイレは平時に備蓄しているものから優先的に利用し、設置の際はし尿収集車両の出入りや、臭気など、避難所や周辺世帯への影響に配慮します。

表3-4 仮設トイレの備蓄場所と備蓄基数

備蓄品名	備蓄場所						
	大井小学校	上大井小学校	相和小学校	湘光中学校	(旧) いこいの村	総合体育館	防災備蓄倉庫
中央公園用マンホールトイレ（一般）	—	—	—	—	—	—	18
中央公園用マンホールトイレ（車いす）	—	—	—	—	—	—	2
簡易組立トイレ	1	1	1	1	1	1	—
簡易組立トイレ（小便器型）	3	3	3	3	3	3	—
簡易組立トイレ（マンホール型）	1	1	1	1	1	1	—
簡易組立トイレ（車イス型）	3	3	3	3	3	3	5
ワンタッチトイレ（テント付）	4	4	4	4	4	4	—
簡易トイレ（20回分）	6	6	6	6	6	6	6

し尿の発生量推計

し尿発生量

$$\begin{aligned} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times \text{1日1人平均排出量} \\ &= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \\ &\quad \times \text{③1人1日平均排出量} \end{aligned}$$

①仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

$$\begin{aligned} \text{断水による仮設トイレ必要人数} &= \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \\ &\quad \times \text{上水道支障率} \times 1/2 \end{aligned}$$

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

（下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）

総人口：水洗化人口 + 非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が使用する世帯のうち
1/2の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

汲取人口：計画収集人口

③1人1日平均排出量 = 1.7 L / 人・日

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 14-3」（環境省）

仮設トイレの設置数の目安

市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、

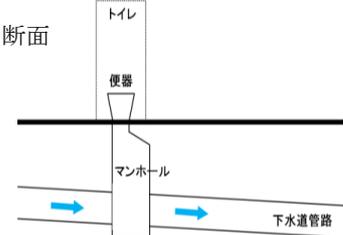
- ・ 災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基
- ・ その他、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基
- ・ トイレの平均的な使用回数は、1日5回

を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保等計画を作成することが望ましい。

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府防災担当 H28 発行）

コラム

災害用トイレの種類

種類	概要・特徴
<p>携帯トイレ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ・ 使用するたびに便袋を処分する必要がある。 ・ 消臭剤がセットになっているものや、臭気や水分の漏れを更に防ぐための外袋がセットになっているものもある。 ・ 在宅被災者等が自宅等でも使用できる。
<p>簡易トイレ組立式</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ・ 使用するたびに便袋を処分する必要がある。 ・ 在宅被災者等が自宅等でも使用できる。 ・ トイレがない・洋式便器がない場合に段ボール、新聞紙、テープを使って作成することができる。
<p>仮設トイレ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気なしで使用できるものが多い。 ・ 便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 ・ 階段付きのものが多い一方で、車イスで利用できるバリアフリータイプもある。 ・ イベント時や建設現場で利用されることが多い。 ・ 仮設トイレを設置する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。
<p>マンホールトイレ</p>  <p>断面</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置するもの。 ・ 本管直結型及び流下型のマンホールトイレは、下流側の下水道管や処理場が被災していない場合に使用することが原則である。 ・ 貯留機能を有したマンホールトイレは、放流先の下水道施設が被災していたとしても汚物を一定量貯留することができるが、汲み取りが必要になる場合がある。

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）及び「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」（国土交通省）を一部修正

イ し尿の収集・処理

① 被害状況の確認

町で排出されるし尿を処理は収集後、足柄上衛生組合で処理しています。発災後は速やかに、足柄上衛生組合の被害状況の把握や安全性の確認を行い、損壊や支障の認められる場合はその状況を速やかに総務担当に報告します。

また、町で契約しているし尿収集委託業者の所有する収集車両について、調達可能な台数を確認します。

表3-5 委託業者のし尿収集車両台数

所有者	車種	積載量	台数
(有)松田衛生社	バキュームカー	3 t	2
		4 t	1
新生実業(有)		3 t	2

表3-6 処理施設の被害状況の確認

施設名	処理能力	主な確認事項
足柄上衛生組合 (南足柄市班目 1547)	150 kl/日	<ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・貯留槽 ・付帯設備の損壊

② し尿の収集体制

発災時には平時に排出されるし尿の処理に加え、避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集が必要となるため、避難所への避難者数やし尿の収集が必要な仮設トイレの設置の情報を適宜収集し、収集運搬体制・収集ルート等を作成・更新します。

仮設トイレからの収集頻度は、仮設トイレ1基あたりの利用可能日数や衛生保持等を勘案して設定します。

仮設トイレ1基あたりの利用可能日数

$$\text{仮設トイレ1基あたりの利用可能日数} = \frac{\text{仮設トイレ利用人数} \times \text{し尿発生原単位}}{\text{仮設トイレの容量}}$$

③ 処理フロー

収集したし尿はすべて足柄上衛生組合に搬入します。

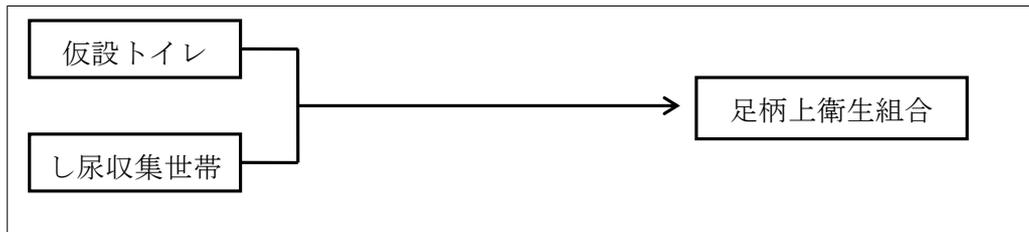
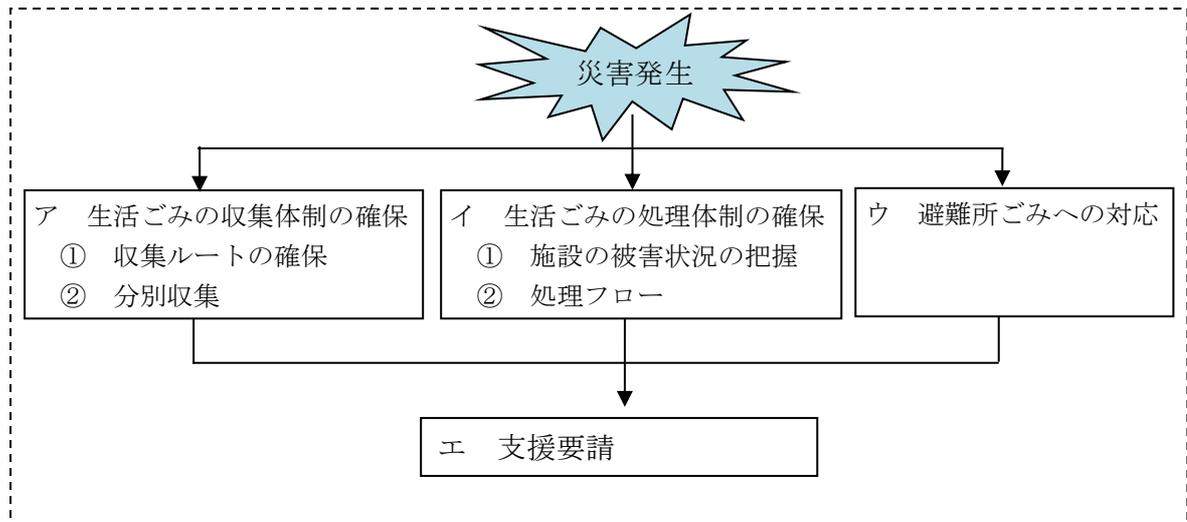


図3-2 し尿処理のフロー

ウ 支援要請

仮設トイレが不足する場合や、収集し尿の増加、施設の損壊等による処理能力の低下などによりし尿の収集・処理が困難な場合は、その状況を迅速かつ正確に把握するとともに、民間事業者・団体、他市町村、県に支援を要請します。

(3) 生活ごみ処理業務



ア 生活ごみの収集体制の確保

① 収集ルートの確保

町の委託業者が所有し、平時のごみ収集作業を行っている車両数は表3-7に示すとおりです。

発災時には、家庭から排出されるごみだけでなく、避難所から排出されるごみも収集する必要があります。避難所への避難者数は、神奈川県西部地震が発生した場合、最大で約680人とされています。

道路の不通などから、平時より収集効率が低下することを想定しながら、平時の家庭ごみの収集ルートに、避難所を組み入れて収集を行います。

表3-7 ごみ収集車両の平時の稼働台数

令和7年1月31日現在

委託業者名	車種	台数	従業員数
松田衛生社	2.00 t 塵芥車	3台	26人
	3.00 t 塵芥車	5台	
	4.00 t 塵芥車	1台	
	1.50 t 平ボディ	3台	
	2.00 t 平ボディ	1台	
	4.00 t 平ボディ	1台	
新生実業	2.00 t 塵芥車	1台	4人
	3.00 t 塵芥車	1台	
	3.50 t 塵芥車	1台	

② 分別収集

分別については、表3-8のとおり、原則として平時と同様に9分別とします。避難所においても、避難者に対して同様の分別の周知を行います。

収集したごみは、仮置場には搬入せずに、平時と同様に、可燃ごみ、不燃ごみ、カン、びん、有害ごみ、粗大ごみは足柄東部清掃組合に搬入します。また、古紙等（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古着）、ペットボトル、容器包装プラスチックは、民間の中間処理施設に搬入します。

表3-8 ごみの種類と収集方法

ごみ種類		ゴミを出す場所
可燃ごみ		通常のごみステーション
不燃ごみ		
資源 ごみ	カン	
	びん	
	古紙等	
	ペットボトル	
	容器包装プラスチック	
有害ごみ		有害ごみ特定収集場所
粗大ごみ		申込制

イ 生活ごみの処理体制の確保

① 処理施設の被害状況の把握

発災後速やかに、足柄東部清掃組合等の処理施設の被害状況の把握や安全確認を行います。

表3-9 処理施設の被害状況の確認

施設名	処理能力	主な確認事項
足柄東部清掃組合大井美化センター (焼却施設) (住所)足柄上郡大井町柳 540	50 t / 16 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・焼却炉本体 ・ごみ投入設備 ・排ガス・排水処理設備 ・電気系統 ・用水 ・配管

足柄東部清掃組合中井美化センター (不燃ごみ処理施設) (住所) 足柄上郡中井町岩倉 490-1	20 t / 5 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物 ・ 設備・機器 ・ 電気系統
民間の中間処理施設(資源化施設) (住所) ①足柄上郡大井町金手 997 ②南足柄市狩野 486	①6~8 t / 日 (選別後)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物 ・ 設備・機器 ・ 電気系統
	②4.9 t / 日	
岩倉最終処分場 (住所) 足柄上郡中井町岩倉 439	47,700 m ³ (埋立容積)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤 ・ 遮水シート ・ 付帯施設

② 処理フロー

ごみ処理のフローは、図3-3に示すように、基本的には平時と同様とします。ただし、粗大ごみの増加に対応するため、粗大ごみ処理施設内あるいは災害廃棄物の仮置場内に粗大ごみの一時保管場所を設け、一時的に保管した後、順次処理します。

燃やすごみは生ごみを含むため、貯留せず収集後ただちに焼却します。焼却炉の運転は24時間運転を想定しており、生ごみを含む可燃ゴミの焼却を優先して行い、余力に応じて可燃性粗大ごみの破砕物を受け入れます。

また、びん、カン等についても平時と同様に分別収集し、再資源化を行います。

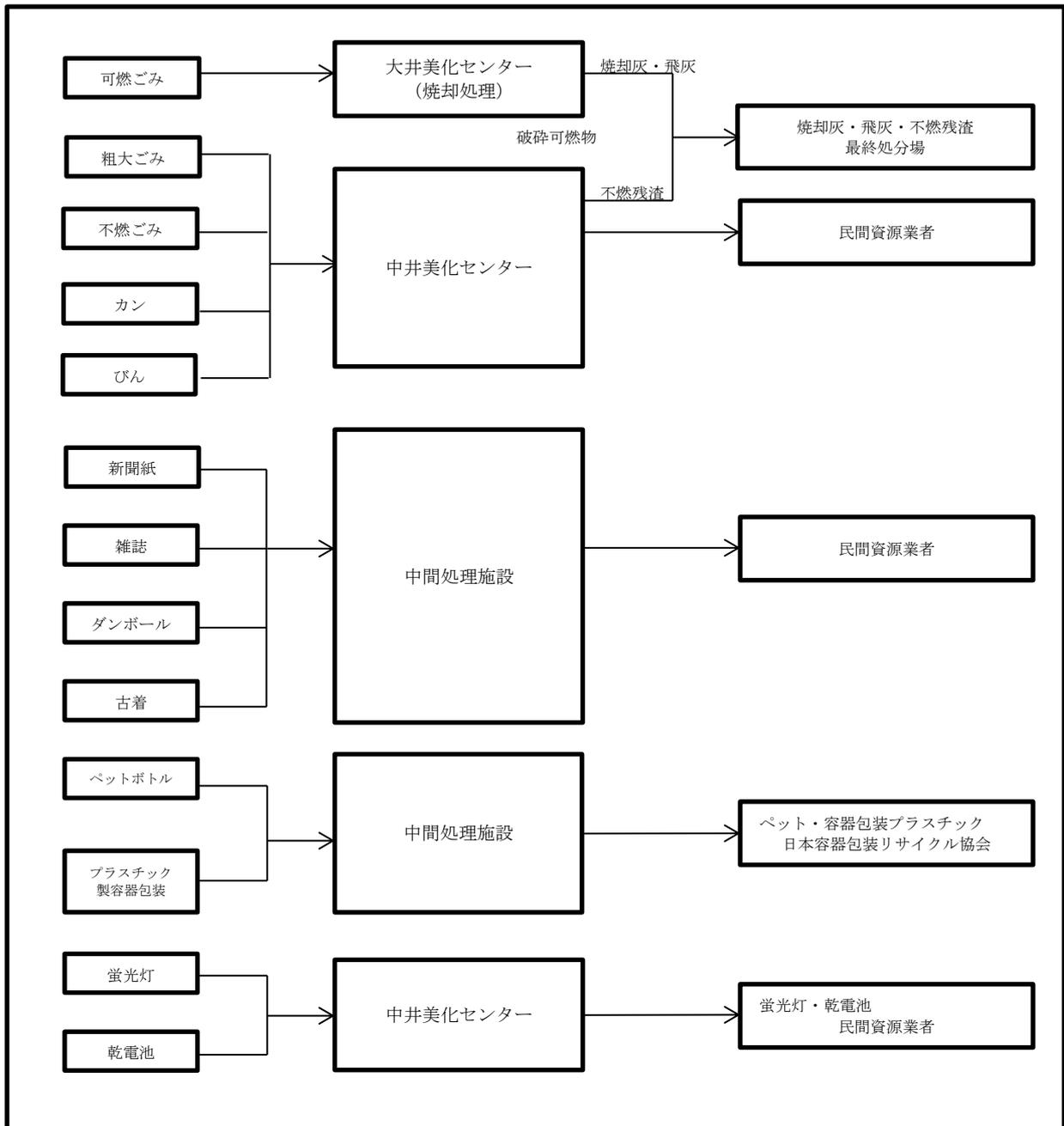


図3-3 ごみ処理フロー

※ 危険物（消火器、ガスボンベなど）は、分別後次のとおり処分します。

消火器は、日本消火器工業会等、カセットコンロ・カセットボンベは一般社団法人日本ガス石油機器工業会等専門業者等に相談のうえ処分する。

エアゾール缶は一般社団法人日本エアゾール協会等と相談等して処分する。

ウ 避難所ごみへの対応

避難所の開設・閉鎖の情報を適宜収集するとともに、避難所ごみの発生量を推計し、収集運搬体制・収集ルート等を作成・更新します。

また、発災後速やかに避難所ごみの収集運搬を開始するとともに、原則として仮置場には搬入せずに既存処理施設で処理を行います。

避難所ごみの発生量推計

避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 14-3」（環境省）

表3-10 避難所ごみの分別、管理方法等

ごみの種類	内容	管理方法等
可燃ごみ	生ごみ、プラスチック製品など	夏季の生ごみ等は腐敗しやすいため、水分を取除くなど腐敗させないように管理
不燃ごみ	ガラス製品、陶磁器類、金属類、小型電気製品など	<ul style="list-style-type: none"> 包丁・のこぎりなど危険なものは新聞紙などで包み「キケン」と表示 割れた蛍光灯や電球は新聞紙などに包んで袋に入れる
カン	飲料・食品の入っていたカン	<ul style="list-style-type: none"> 中身を抜き、よく水洗いする スプレー缶やカセットボンベなどは爆発の恐れがあるため使い切る
びん	食料品や飲料の入っていたびん（飲料・食品以外は不燃ごみ）	<ul style="list-style-type: none"> 中身を抜き、よく水洗いをする 割れたものは新聞紙などに包んで不燃ごみ
古紙等	新聞・雑誌・ダンボール、飲料用紙パック、古着	<ul style="list-style-type: none"> 各々梱包、紙袋に入れ、コンテナ投入 紙パックは中を洗い、開けて乾かす
ペットボトル	飲料用・酒類用・しょうゆ用ペットボトル	中身を抜き、よく水洗いし、キャップ・ラベルを外しつぶす
プラスチック製容器包装	お菓子の袋、レジ袋やシャンプーの容器	<ul style="list-style-type: none"> 汚れを取り除く プラの標記があるもの
有害ごみ	蛍光灯、電池	蛍光灯は割れていないもの
危険物	プロパンガスボンベ、廃油、薬品類など	回収は販売店（取扱店）などに相談
医療廃棄物	注射針など	回収は医療機関に相談

エ 支援要請

道路の不通や渋滞等により収集効率が低下し、収集運搬車両が不足する場合や、町の処理施設だけで処理することが困難な場合は、委託業者や民間事業者・団体、他の市町村、県等に支援を要請します。

3 応急対応（発災後3か月程度）

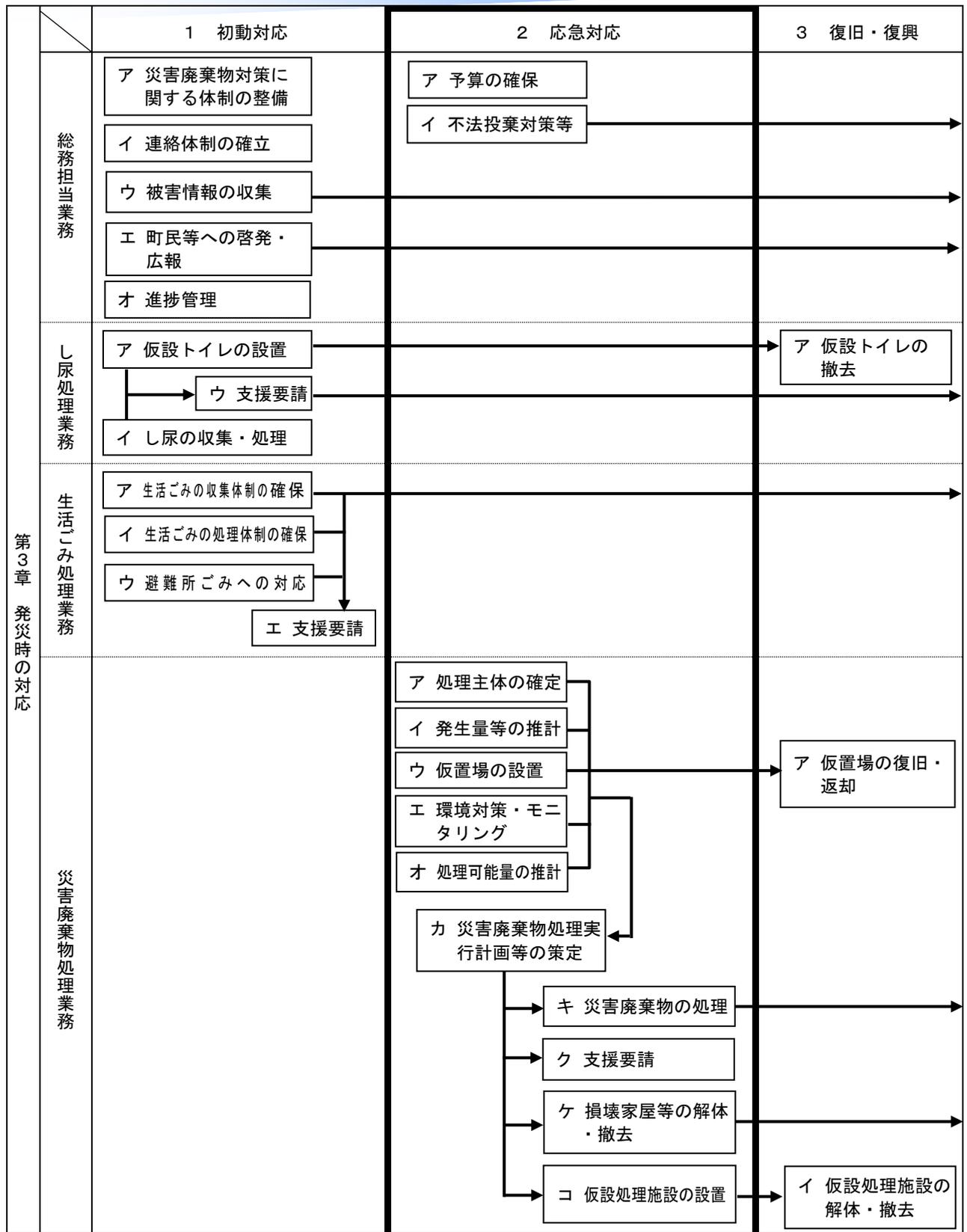


図3-4 発災時における全体業務フロー（再掲）

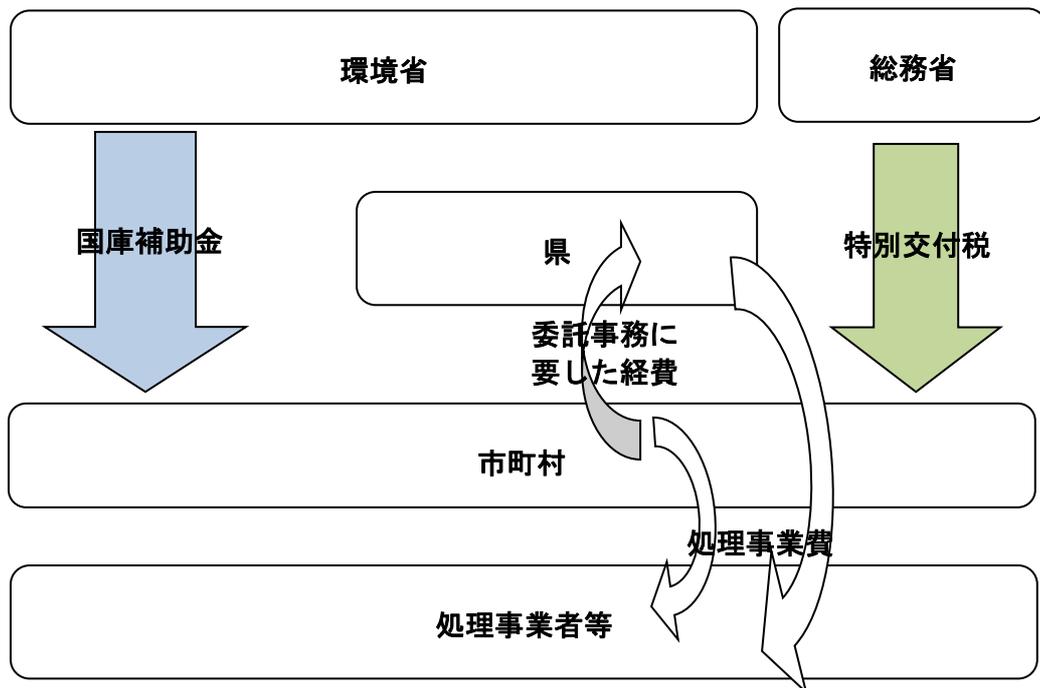
※水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみが排出されることも考えられるため、発災後数日間で、応急対応業務への着手が必要となる場合がある。

(1) 総務担当業務

ア 予算の確保

災害廃棄物を処理するために必要な予算の確保を行います。

また、災害廃棄物処理の費用の一部については、廃棄物処理法第22条の規定により、国から市町村に補助することができる旨が規定されています。被害状況に応じて、国に対して、補助対象の拡大や補助率の嵩上げなど、特別な財政措置について要望します。



出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」（岩手県）を一部修正

図3-5 資金の流れ

表3-11 災害等廃棄物処理事業費補助金の負担割合

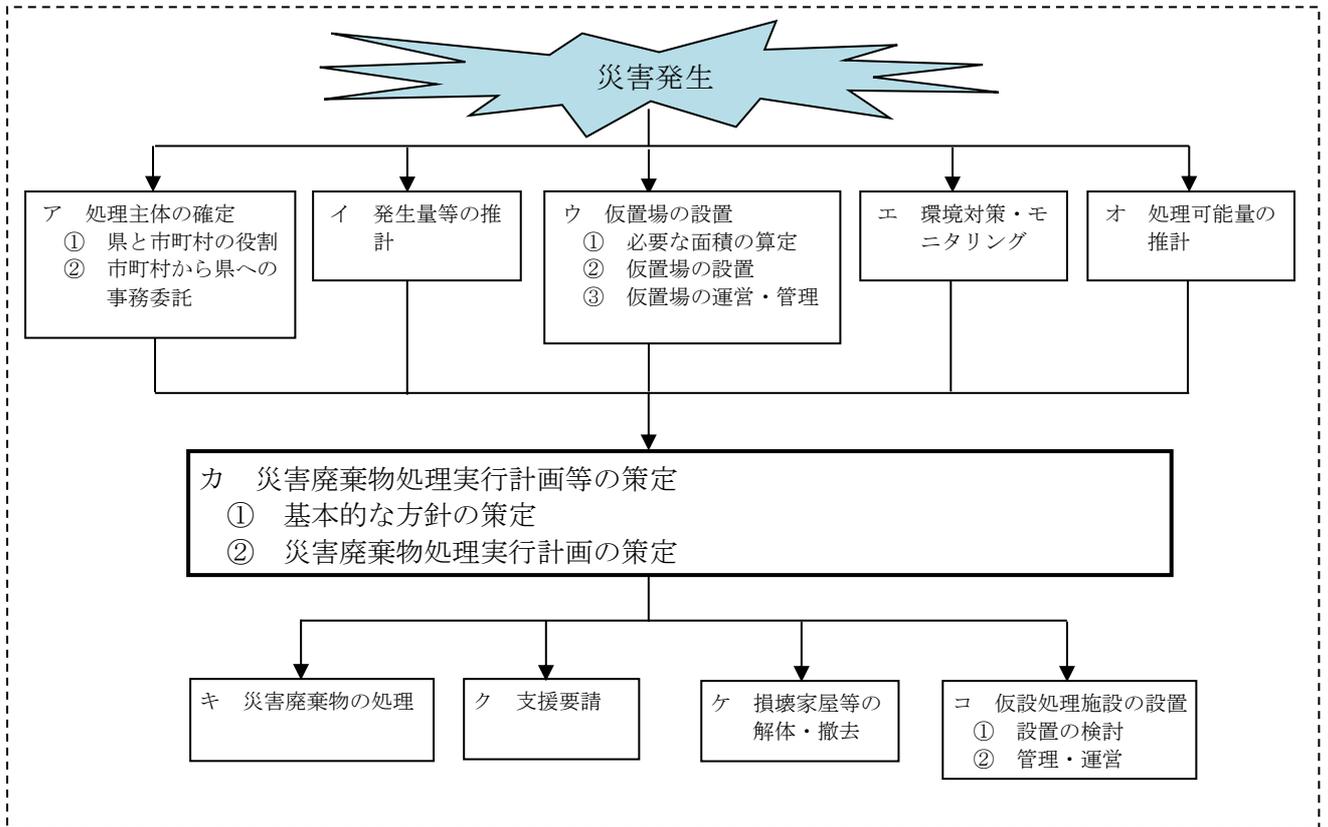
	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災	
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災 地方公共団体	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・標準税収入の 10/100 以下の部分は、その額の 50/100 ・標準税収入の 10/100 を超え 20/100 以下の部分は、その額の 80/100 ・標準税収入の 20/100 を超える部分は、その額の 90/100 	1/2
グリーン ニューディール 基金	—	—	国の実質負担額を平均 95%とする。	—
地方財政措置	地方負担分の 80%を交付税 措置	地方負担分全額について 災害対策債により対処す ることとし、その元利償 還金の 95%を交付税措置	震災復興特別交付税により全 額措置	同左

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（環境省）を一部修正

イ 不法投棄対策等

便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、広報の強化やパトロールを実施します。

(2) 災害廃棄物処理業務



ア 処理主体の確定

① 本町の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、本町が主体となって、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の処理施設を設置し、適正かつ円滑・迅速に処理を行います。

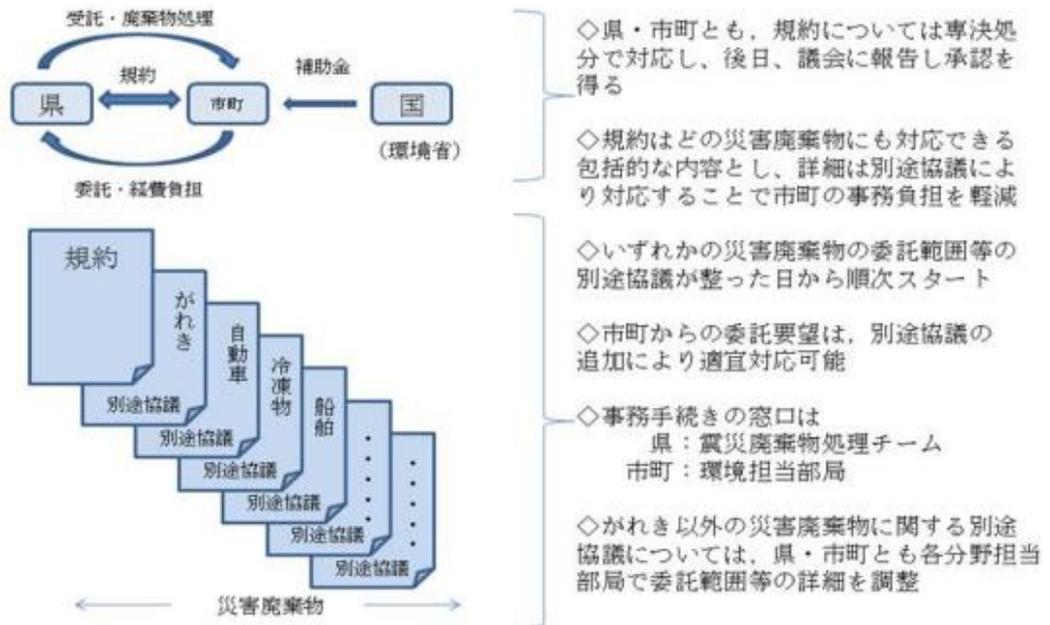
役割分担

- ・ 町 : 災害廃棄物処理実行計画の作成
 損壊家屋等の公費解体・撤去、災害廃棄物の撤去・運搬
 一次仮置場の管理・運営
 二次仮置場の管理・運営
 災害廃棄物の収集・運搬
 災害廃棄物の処理・最終処分・再資源化など
 仮設トイレ汲み取り
 生活ごみの収集
- ・ 県 : 県内の処理状況の進捗管理
 県外を含む広域処理のための調整 等
 他市町村との広域的な支援体制の整備
 民間事業者との連携準備 等
- ・ 国 : 国庫補助金のための予算の確保

② 本町から県への事務委託

本町の被害状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理能力、職員の被災状況等から、本町による処理が非常に困難な場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき本町から県に災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託することで、県が本町に代わって処理を行います。

【参考】東日本大震災時における宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」抜粋
【市町から県への事務委託スキーム】 根拠：地方自治法第252条の14



イ 発生量等の推計

発災後、速やかに建物の被害棟数や水害の浸水範囲等を把握し、災害廃棄物の発生量及び要処理量を推計します。

また、より正確な発生量を把握するため、発生段階に応じて仮置場への持込量や必要な家屋解体件数等の情報を定期的に収集し、適宜発生量の見直しを行います。

災害廃棄物の発生量推計^{※1}

$$\text{災害廃棄物発生量 (t)} = \text{建物解体に伴い発生する災害廃棄物量 (t)} \\ + \text{建物解体以外に発生する災害廃棄物量 (t)}$$

建物解体に伴い発生する災害廃棄物量 (t)

$$= \text{全壊棟数 (住家+非住家)} \times \text{災害廃棄物発生原単位} \times \text{全壊建物解体率} \\ + \text{半壊棟数 (住家+非住家)} \times \text{災害廃棄物発生原単位} \times \text{半壊建物解体率} \\ \text{災害廃棄物発生原単位}$$

$$= \text{木造床面積 (m}^2\text{/棟)} \times \text{木造建物発生原単位 (t/m}^2\text{)} \times \text{解体棟数の構造内訳 (木造)} \\ + \text{非木造床面積 (m}^2\text{/棟)} \times \text{非木造建物発生原単位 (t/m}^2\text{)} \times \text{解体棟数の構造内訳 (非木造)}$$

建物解体以外に発生する災害廃棄物量 (t)

$$= \text{全壊棟数 (住家+非住家)} \times \text{片付けごみ及び公物等量発生原単位 (t/棟)}$$

推計に用いる各係数

項目	細目	地震 (揺れ)	地震 (津波)	水害	土砂災害
建物発生原単位	木造建物	0.5			
	非木造建物	1.2			
延べ床面積	木造建物	105.2			
	非木造建物	459.5			
解体棟数の内訳 ^{※2}	木造：非木造	89.0%：11.0%			
建物解体率 ^{※2}	全壊	0.75	1.00	0.5	
	半壊 ^{※3}	0.25	0.25	0.25	
片付けごみを含む公物等発生源単位	全壊棟数	53.5	82.5	30.3	164

※1 住家・非住家全壊棟数10棟以上の場合

※2 神奈川県における参考値を記載

※3 半壊建物の解体廃棄物を処理しない等、実態に合わせて解体率を修正する。

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料14-2」（環境省）より引用

種類別災害廃棄物発生量の推計

種類別災害廃棄物量発生量（t）

$$= \text{災害廃棄物の発生量の合計（t）} \times \text{組成割合（\%）}$$

種類別発生割合

項目	津波浸水地域以外				
	地震（揺れ）		地震（津波）	水害	土砂災害
	木造	非木造			
柱角材	18%	0%	5%	8.6%	2.4%
可燃物	1%	2%	17%	8.5%	5.7%
不燃物	26%	0%	30%	21.3%	3.0%
コンクリートがら	51%	93%	41%	30.0%	3.2%
金属くず	1%	3%	3%	1.4%	0.3%
その他	3%	2%	4%	1.2%	14.9%
土砂	—	—	—	29.0%	70.5%

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料14-2」（環境省）より引用

ウ 仮置場の設置

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再使用・再生利用を図るためには、発災後、速やかに一次仮置場を設置することが重要です。

また、大規模災害発生時には、二次仮置場に仮設処理施設を設置するなど、災害廃棄物の選別や再資源化等を行います。

表3-12 仮置場の区分と特徴

区 分	機 能	特 徴
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、損壊家屋等からの災害廃棄物を、被災市町村内において一時的に集積する場所 ・処理(リユース・リサイクル含む)前に、仮置場にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場付近に設置
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設処理施設用地 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設の破碎・焼却施設等の設置及び処理作業等を行うための場所 ○仮置場 <ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合に、再分別・保管しておく場所 ○保管用地 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管場所。 ・仮設処理施設から発生する処理残さの保管場所 ・需要不足により滞留する再資源化施設の保管場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模で設置数が少ない。 ・長期間運用される場合が多い。

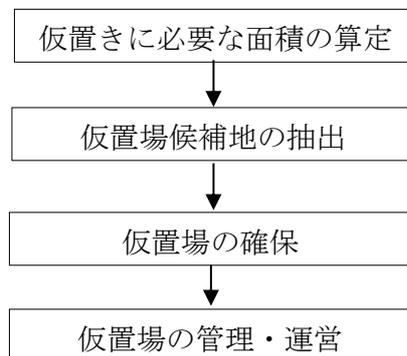


図3-6 仮置場に係る業務フロー

① 必要な面積の算定

災害廃棄物の発生量推計をもとに、仮置場の必要面積を算定します。

仮置場の面積の推計

○仮置場面積を求めるための災害廃棄物の集積量の推計
災害廃棄物全体量をもって集積量とするほか、発災初動期における当面の仮置場として運用する場合は、下記の方法により推計することもできる。

発災初動期における災害廃棄物の発生量 (t) ※¹
＝災害廃棄物発生原単位×（全壊棟数（住家＋非住家）＋半壊棟数（住家＋非住家）＋住家一部破損棟数＋浸水被害棟数※²（床上＋床下））

※¹ 住家・非住家被害棟数 1000 以上の場合

※² 水害の場合のみ

災害廃棄物発生原単位：地震（揺れ、津波）2.5 (t/棟)

水害、津波 1.7 (t/棟)

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 14-2」（環境省）より引用

○仮置場の面積の推計

面積 (m²) = 集積量 (t) ÷ 見かけ比重 (t/m³) ÷ 積み上げ高さ (m)
× (1 + 作業スペース割合)

【方法1】最大で必要となる面積

集積量 (t) = 災害廃棄物の発生量 (t)

見かけ比重：可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

積み上げ高さ：5 m以下が望ましい

作業スペース割合：1

【方法2】搬入と搬出、処理が並行して行われることを前提とした必要面積

集積量 (t) = 災害廃棄物の発生量 (t) - 処理量 (t)

処理量 (t/年) = 災害廃棄物の発生量 (t) ÷ 処理期間 (年)

見かけ比重：可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

積み上げ高さ：5 m以下が望ましい

作業スペース割合：0.8～1

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 18-2」（環境省）より引用

② 仮置場の設置

被災状況に応じて利用可能な場所を抽出し、仮置場を設置します。

仮置場の利用に当たっての準備事項【使用前】

- 現地確認（使用前の写真撮影、出入口車幅、学校・老人福祉施設等の周囲の要配慮施設の有無等）
 - 土壌汚染対策（遮水シート、敷鉄板の手配等）
 - 路盤、搬出入経路の整備
 - 法、条例等の手続（自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策防止法等）
 - 私有地の場合は土地所有者との調整、賃借契約の締結（返却ルールの協議）
 - 町民への広報（仮置場へのアクセス、分別、受入れ禁止品目等の周知、地元説明）
- 出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 18-1、18-3、18-4、18-6」（環境省）をもとに作成

③ 仮置場の運営・管理

必要な人員、資機材等を確保して、仮置場の運営・管理を行います。

一次仮置場では、被災現場から搬入された災害廃棄物が混合状態とならないよう、可能な限り、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、木くず、その他（畳、廃タイヤ類、廃家電、漁網等）等に粗選別するなど、後の再資源化や処理・処分を念頭に選別を行います。管理者は定期的に場内の状態を確認し、分別指導を行うほか、搬出についても機能維持できるようにしていきます。

また、必要に応じて、固定式又は移動式破砕機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破砕処理を行います。

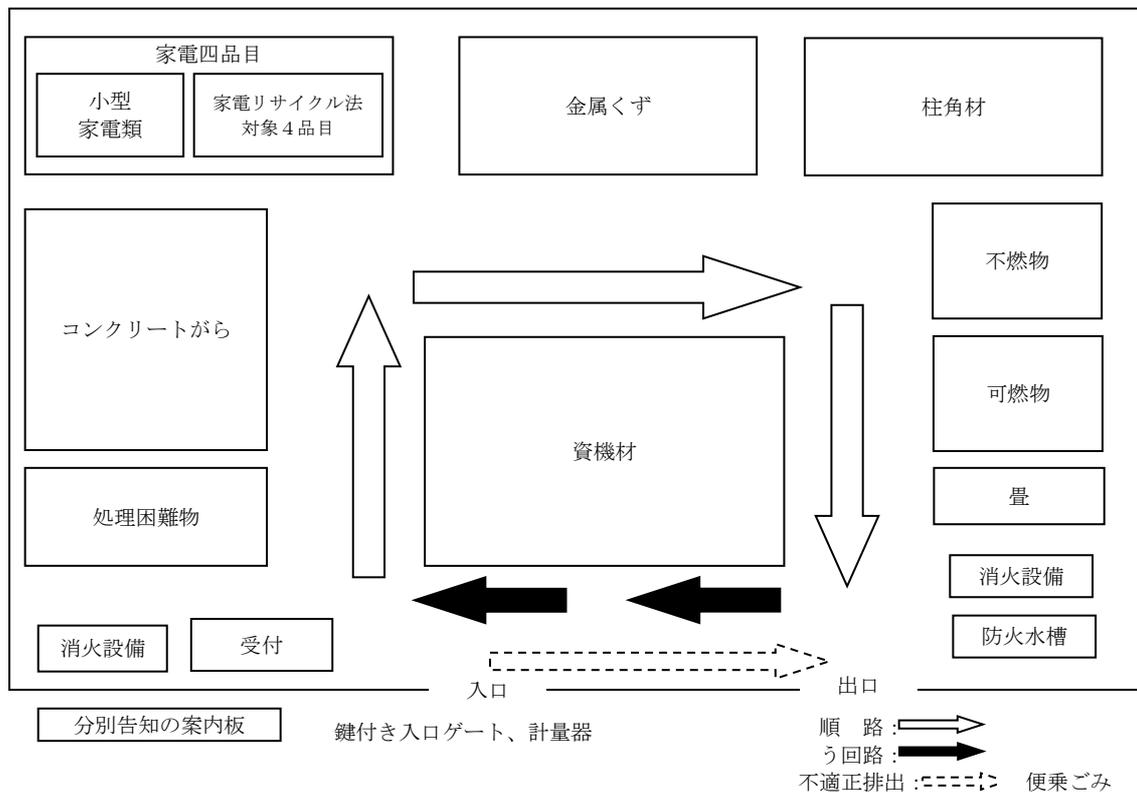
二次仮置場では、再資源化先や処理・処分先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場で完結しない場合に、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物の一時的な集積、保管を行います。

また、仮置場の運営・管理にあたっては、次の事項等について留意します。

仮置場の運営、管理に当たっての留意事項

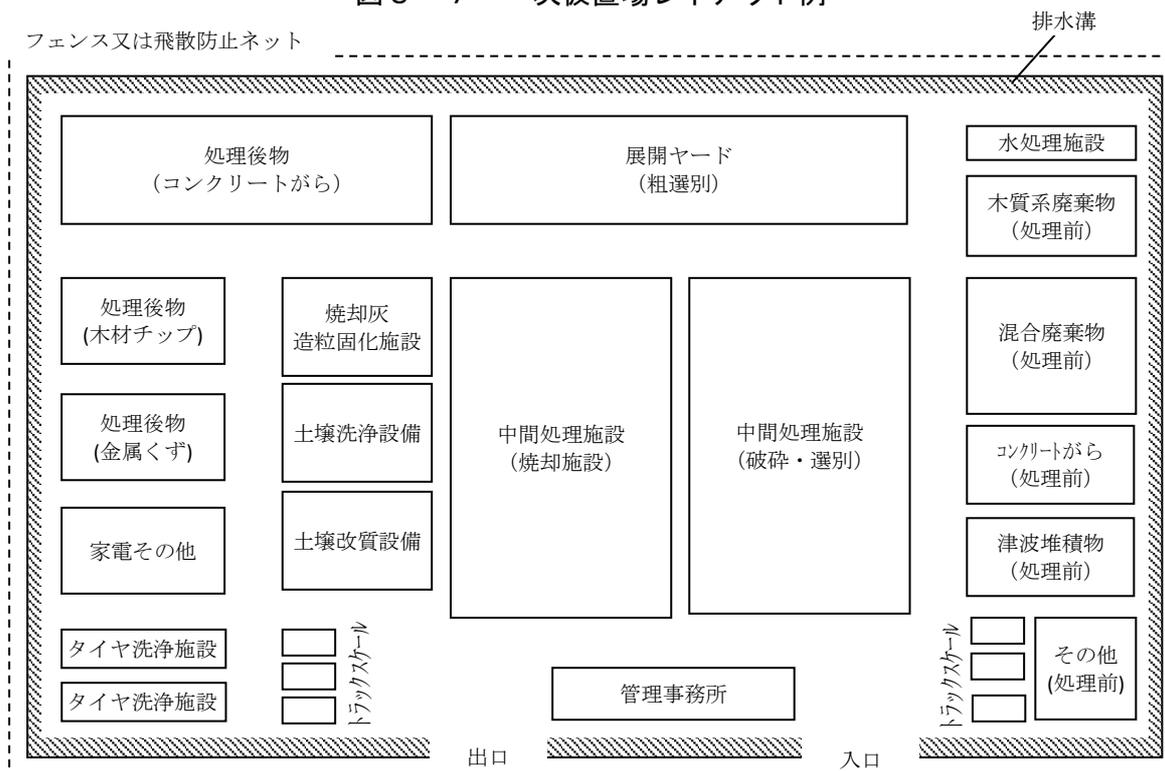
- 搬入量・搬出量の把握（計量器の設置など）
- 早期の搬出と仮置場の整理・整頓
（管理者による場内パトロール、量や状態把握、定点観測としての写真撮影）
- 便乗ごみの防止（町民等への周知、案内板の設置など）
- 処理の高速化のため、単一品目搬入者向けのファストレーンを設置
- 不法投棄の防止（パトロールの実施、入口ゲートの施錠など）
- 仮置場の安全管理（廃棄物の確認の徹底、火災防止対策として散水やガス抜き、高さへの配慮など）
- 受付付近に本部テント、職員用仮設トイレ、救護および職員着替え場所の設置
- 朝礼実施、日報作成のほか、できるだけ固定人員を複数配置する。（管理徹底や応援者への的確に指示を行うため）

仮置場の安全管理について、特に火災については、東日本大震災において、各地の災害廃棄物仮置場で火災が発生したことから、火災発生の防止対策については、「仮置場における火災発生の防止について（再周知）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、事務連絡 平成23年9月21日）等を参照し、十分に留意する。



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 18-3」（環境省）をもとに作成。留意事項は同 18-4 参照

図3-7 一次仮置場レイアウト例



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 18-3」（環境省）をもとに作成。留意事項は同 18-4 参照

図3-8 二次仮置場レイアウト例

表3-13 管理項目

項目	対策例
飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ・ごみの飛散防止のため、覆い(ブルーシート等)をする。 ・仮置場周辺の飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。 ・殺虫剂等薬剤の散布を行う。
火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性廃棄物は、適切な積み上げ高さ、設置面積とし、他の廃棄物との隔離をする。
作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。
作業場の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの災害廃棄物（便乗ごみ）の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書を確認して搬入を認める。 ・生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。 ・仮置場の搬入受付時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖する。 ・夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の搬入・搬出管理(計量と記録)を行う。 ・停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。

エ 環境対策・モニタリング

建物の解体現場、災害廃棄物の仮置場、仮設処理施設などの災害廃棄物処理の現場においては、周辺環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリングが必要になります。

被災状況を踏まえ、環境対策の必要性やモニタリングの調査項目、頻度等を検討します。

表3-14 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	対策
大 気	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・アスベスト含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有毒ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じん発生の抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視によるアスベスト分別の徹底 ・作業環境、敷地境界でのアスベストの測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭 気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水 質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内に発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料18-5」（環境省）

オ 処理可能量の推計

一般廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、災害廃棄物の処理可能量を推計します。また、災害情報、被害情報等を随時更新することにより、段階に応じて適宜見直します。

カ 災害廃棄物処理実行計画等の策定

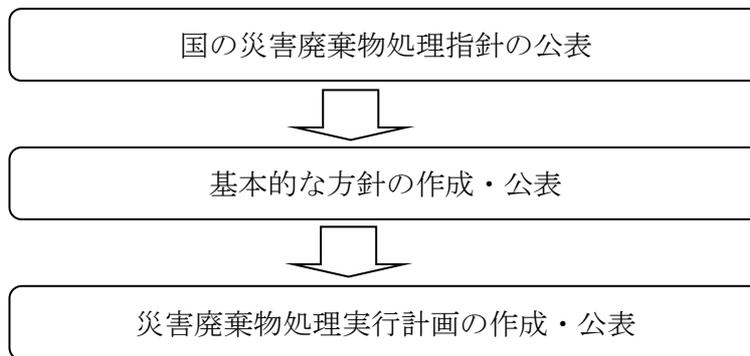


図3-9 基本的な方針・災害廃棄物処理実行計画の作成の流れ

① 基本的な方針の策定

国では、大規模災害時において、災害対策基本法に基づき災害廃棄物の処理の基本的な方向等を示した災害廃棄物処理指針（以下「国処理指針」という。）を定め、公表することとされています。

国処理指針を基本として、地域の実情に応じた災害廃棄物の処理に関する基本的な方針を作成します。

基本的な方針に盛り込むべき主な事項

- 対象とする災害廃棄物
- 処理の基本方針
- 処理主体
- 災害廃棄物の発生量
- 処理期間

② 災害廃棄物処理実行計画の策定

被害の状況等を速やかに把握し、平時に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、国処理指針等を踏まえ、実行計画を策定します。

なお、発災直後は災害廃棄物の発生量等を十分に把握できないこともあるため、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

災害廃棄物処理実行計画に盛り込むべき主な事項

- 対象とする災害廃棄物
- 処理の基本方針
- 処理主体
- 災害廃棄物の発生量
- 処理期間
- 処理方法・処理フロー
- 処理体制

キ 災害廃棄物の処理

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。

災害廃棄物の多くは、復旧・復興時に資源としての活用が望まれることから、復興計画や復興事業の進捗に合わせて可能な限り再資源化を行い、最終処分量を削減します。

また、処理の進捗に応じて、施設の復旧状況や稼動状況、処理見込量、動員可能な人員数、資機材の確保状況等を考慮し、処理スケジュールの見直しを行います。

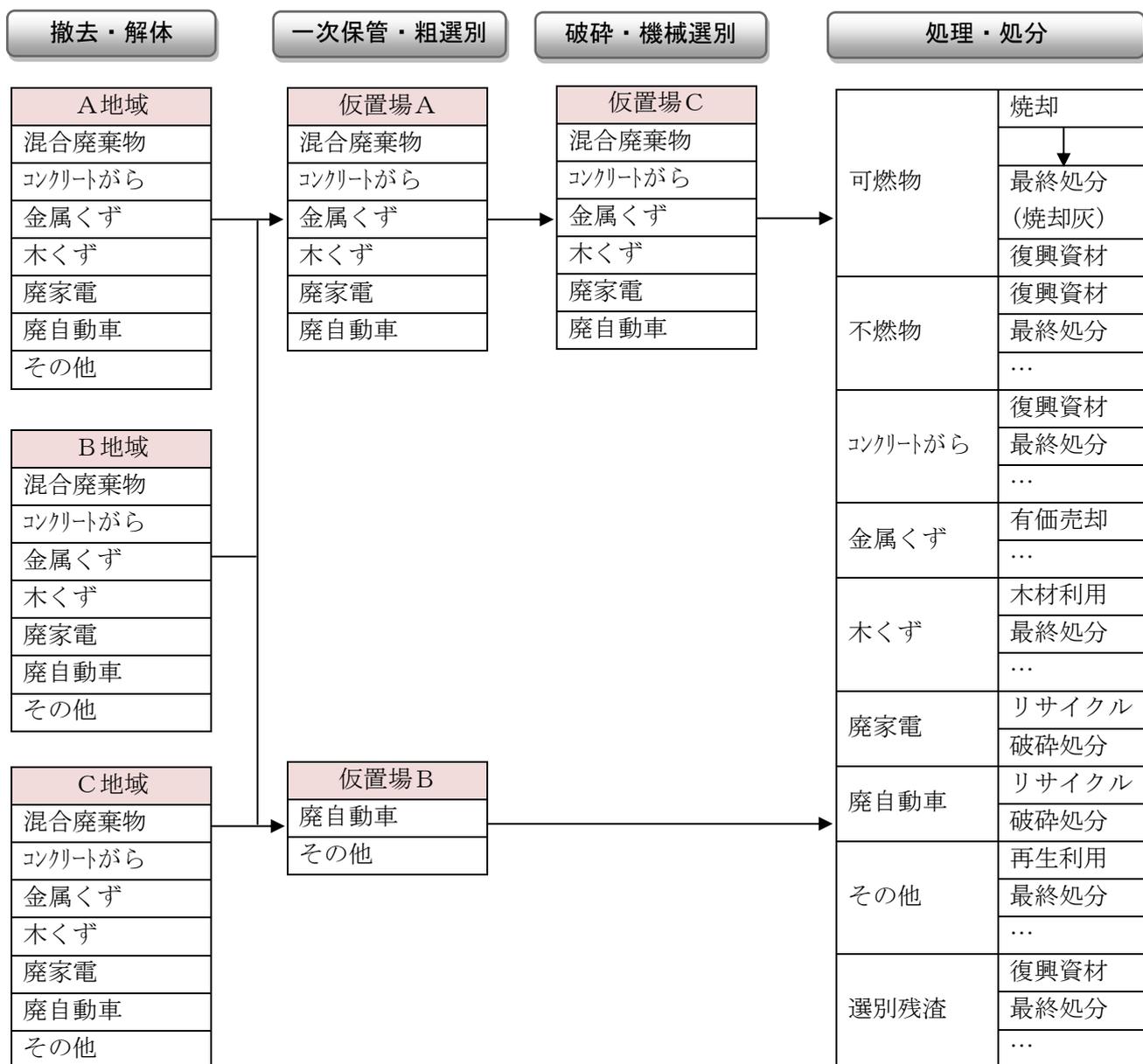
表3-15 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種 類		処理方法・留意事項等
混合廃棄物		再使用・再生利用できるものや不燃物等を取り出し、焼却により減容・安定化させ、焼却後の灰の埋立処理又は再資源化を行う。
廃タイヤ類		チップ化することで燃料として再資源化が可能であるため、火災等に注意しながら処理する。
コンクリートがら		選別を行い、再資源化できるよう必要に応じて破碎を行う。
木くず		受入先の受入条件を満たすよう破碎、選別、洗浄等を実施し、可能な限り再生利用を行う。
廃 家 電	家電リサイクル法対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）	可能な限り選別し、破損・腐食の程度等を勘案し再生利用可能か否かを判断して、原則として家電リサイクル法に基づき再生利用を行う。
	その他の家電製品	可能な限り選別し、パソコン、携帯電話、小型家電等、再生利用できるものは原則として再生利用を行う。

種 類	処理方法・留意事項等
廃自動車等・廃船舶	事前に撤去予定などを提示し、所有者の意向を確認してから撤去を行う。廃自動車は、原則として自動車リサイクル法に基づき再生利用を行う。廃バイク及び廃船舶は、平時と同様に再生利用や適正な処理・処分を行う。
アスベストを含む廃棄物	アスベストを含む廃棄物を他の廃棄物と分別して収集・保管する。中間処理、最終処分については、平時と同様に適正な処理・処分を確保する。
有害廃棄物・ その他処理困難な廃棄物	飛散や、爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行う。なお、工場等の事業場から排出されるものについて、平時と同様に事業者が専門処理業者へ引き渡すために、県は必要な情報の提供等を行う。
貴重品・思い出の品	貴重品については警察に引き渡す。位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り、所有者等に引き渡す機会を提供する。

表3-16 災害廃棄物の利用用途例

災害廃棄物	利用用途例
廃タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー燃料 ・再生ゴム原料 ・セメント原料など
コンクリートがら	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤材料 ・道路路盤材 ・埋立材 ・公共事業の資材など
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・有価物として売却
木くず（柱材角材）	<ul style="list-style-type: none"> ・マテリアルリサイクル原料 ・サーマルリサイクル原料(燃料)など



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料【初版】1-11-3」を一部修正

図3-10 処理フロー

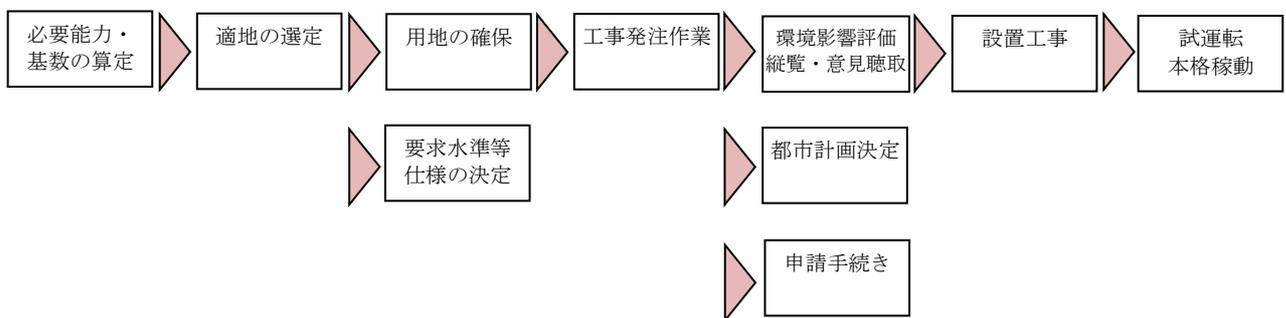
コ 仮設処理施設の設置

① 設置の検討

仮設焼却炉・仮設破砕・選別機（以下「仮設処理施設」という。）の必要性、必要基数及び設置場所を検討します。また、設置の決定後は、環境影響評価、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進めます。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置

- 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置手続の簡素化（廃棄物処理法第9条の3の2、第9条の3の3）。
- 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときは、事後の届出で足りる（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）。



出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）

図3-12 仮設処理施設の設置フロー

② 管理・運営

災害廃棄物の処理が円滑に進むよう仮設処理施設の適切な運営・管理を行うとともに、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を行います。

4 復旧・復興（発災後3年程度）

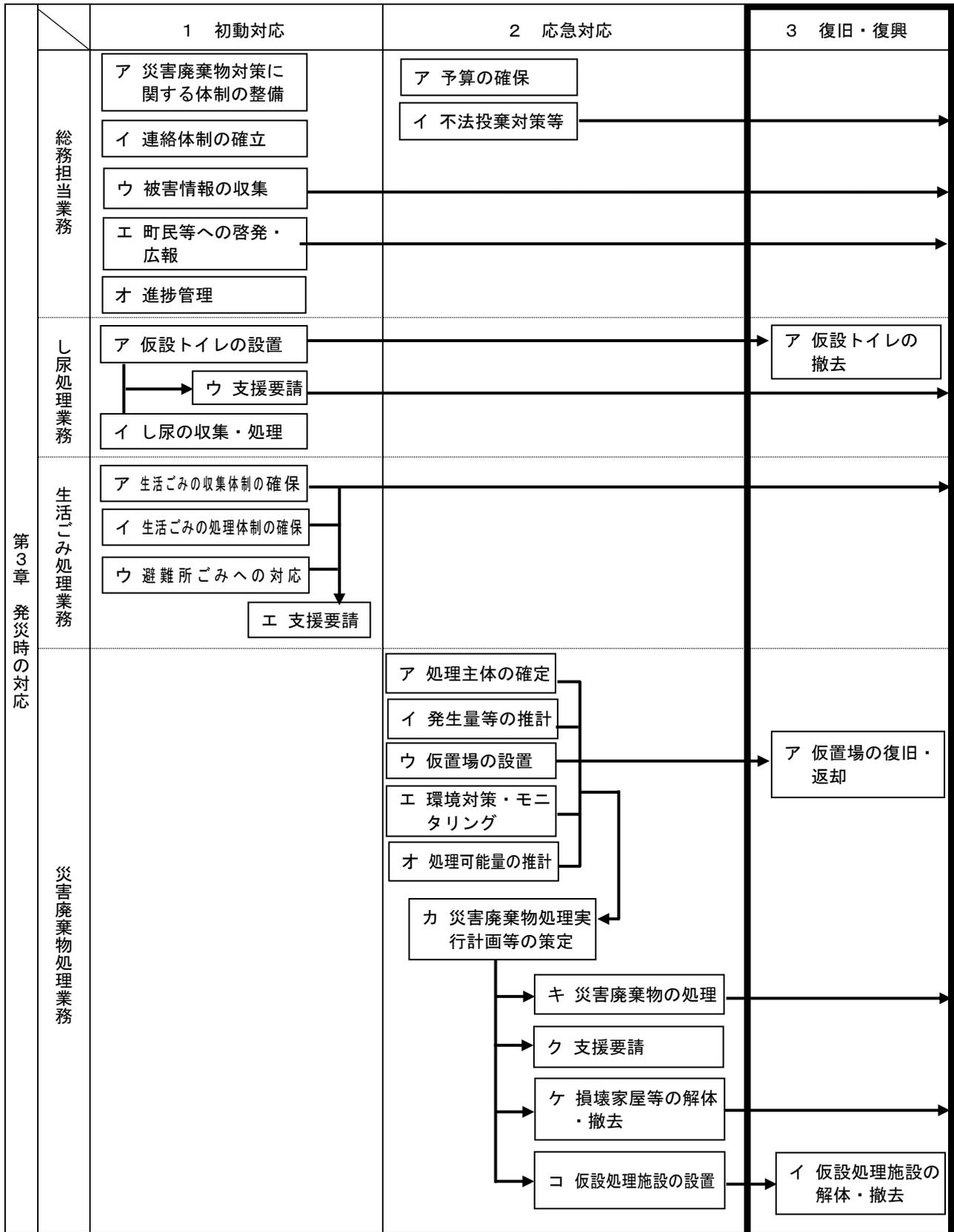


図3-13 発災時における全体業務フロー（再掲）

(1) し尿処理業務

ア 仮設トイレの撤去

避難所の閉鎖や下水道の復旧に合わせ、平時のし尿処理体制に移行します。

避難所等に設置された仮設トイレの撤去は計画的に行い、利用者の生活に不便が生じないように配慮します。

(2) 災害廃棄物処理業務

ア 仮置場の復旧・返却

仮置場を返却するに当たって、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、返還に係る条件に従い、仮置場の原状復旧を行います。

イ 仮設処理施設の解体・撤去

仮置場における災害廃棄物処理の完了後、関係法令を遵守し、速やかに仮設処理施設の解体・撤去を実施します。解体・撤去に当たっては、仮設焼却炉等がダイオキシン類や有害物質等に汚染されている可能性も考えられることから、作業前、作業中及び作業後においてダイオキシン類等の環境モニタリングを行います。